

決算特別委員会会議録(4)			
日 時	令和7年10月 2日(木)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時52分
場 所	第2委員会室		
議 題	継続審査案件		
出席委員	松岩委員長、酒井副委員長、新井田・高野・白濱・橋本・ 中村(吉宏)・高橋・中村(岩雄)各委員		
説明員	水道局長、総務・財政・生活環境・福祉保険・こども未来・建設・ 病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、新井田委員、白濱委員を御指名いたします。

委員の交代がありますのでお知らせいたします。

小貫委員が高野委員に、佐藤委員が中村吉宏委員に、面野委員が高橋委員に、小池委員が白濱委員に、前田委員が中村岩雄委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、厚生・建設両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、共産党、立憲・市民連合、自民党、みらいの順といたします。

公明党。

○新井田委員

◎不法投棄について

それでは、不法投棄について伺ってまいりたいと思います。

令和6年度各会計決算説明書では、ごみ処理費の中の不法投棄等対策経費として計上されておりますが、直近3年間のこの金額をお聞かせください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

それでは、不法投棄等対策経費の決算額を申し上げます。

令和4年度が523万4,652円、令和5年度が582万8,239円、令和6年度が415万9,302円です。

○新井田委員

大体400万円から500万円後半の推移ということが分かりました。

それでは、直近3年間のこの詳細の金額内訳をお聞かせください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

それでは、令和4年度から申し上げます。

令和4年度は人件費が397万9,496円、需用費が70万5,421円、役務費が37万1,535円、委託料が17万8,200円、令和5年度は人件費が458万76円、需用費が86万6,943円、役務費が19万3,120円、委託料が18万8,100円、令和6年度は人件費が280万2,148円、事業費が89万7,922円、役務費が26万6,842円、委託料が19万2,390円です。

○新井田委員

数字を見ると人件費が若干動いていると見受けられたのですが、令和5年度と令和6年度での決算額も約160万円の差があると思いますが、こういった違いがありますでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

人件費は不法投棄パトロールに当たる職員のもので、令和5年度は4名が会計年度任用職員となっておりますが、令和6年度は4名のうち2名が正職員となったため、職員給与費で計上されたため、先ほど委員がおっしゃられたような減額となっております。

○新井田委員

やはり人件費の部分ということが分かりました。

このごみ処理費の中の不法投棄等対策経費となっておりますけれども、財源は何でしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

一般財源となっております。

○新井田委員

令和6年度の実績として実際にどのようなものが不法投棄されて処分されましたでしょうか、品目と量をお答えください。

○(生活環境)ごみ減量推進課長

令和6年度に不法投棄されたもので処分にかかった費用ですが、まず、家電4品目と言われるものから申し上げます。テレビが47台、冷蔵庫が6台、洗濯機が12台、エアコンはありませんでした。そして、そのほかに4品目以外では、タイヤが137本、プロパンガスが3本ありました。

○新井田委員

以前の議事録も確認させていただいたら、例年、やはり家電4品目が多かったですとか、タイヤも引き続き一定程度不法投棄されていることが分かりました。

それでは、令和4年度、令和5年度でも不法投棄されて処分された品目、量などは同じような傾向だったのでしょうか、お聞かせください。

○(生活環境)ごみ減量推進課長

それぞれの数字を申し上げます。

令和4年度はテレビが23台、冷蔵庫が10台、洗濯機が2台、エアコンが1台、これが家電4品目です。タイヤが138本、プロパンガスが2本でした。

令和5年度はテレビが20台、冷蔵庫が6台、洗濯機が5台、エアコンはありませんでした。あと、タイヤが119本、プロパンガスが6本です。

傾向としては、令和6年度はテレビが47台なので、少し多いかなと思いますが、今のところ、ほかはその年でそれほど目立った差はないかと思っております。

○新井田委員

やはり大体同じような傾向性があることが分かりました。

それでは、不法投棄が実際に行われた場所については把握されておりますでしょうか。以前の御答弁も参考にさせていただいたら、銭函工業団地の奥ですとか、祝津の山の通りなど、毎年やはり同じような場所も多く、人気のないところに多く不法投棄が行われる傾向があると拝見いたしました。令和6年度で分かればお聞かせください。

○(生活環境)清掃事業所長

委員のおっしゃられたように、人気のない道路ですとか、山間地といったところに不法投棄されておりまして、昨年度の巡回パトロールによる不法投棄の廃棄物の回収実績においては、やはり銭函4丁目、5丁目の樽川地区や、旭展望台から旭町や塩谷に抜ける市道といったところが多いという状況でした。

○新井田委員

やはり人気のないところや見えないところで細々と不法投棄が行われてしまっていることが分かりました。

では、実際の対策の部分でお聞きしていきますけれども、令和6年度での不法投棄の対策の取組についてお答えください。

○(生活環境)清掃事業所長

不法投棄に関する対策としましては、不法投棄の監視パトロール、不法投棄禁止看板の設置、あとは小樽警察署と連携した不法投棄の調査などの関係機関との協力といったものを行っております。

○新井田委員

各パトロールや看板の設置、また警察の調査も連携して取られているということが分かりました。

その対策の中でも、監視パトロールについて伺っていきたいと思います。令和6年度ではどのような人員体制、車両体制、稼働状況でしたか、お聞かせください。

○(生活環境) 清掃事業所長

令和6年度におきましては、清掃事業所の職員2名と会計年度任用職員2名、合計4名が不法投棄の多い市内の28か所の巡回場所を車両2台の2班体制で、4月から11月の月曜日から金曜日に毎日パトロールを行っているといった状況になっております。

○新井田委員

平日4月から11月としっかりパトロールされていることが分かりました。

それでは、不法投棄等対策経費の中の人件費がこのパトロールの人員の分であるということによかったでしょうか。

○(生活環境) 清掃事業所長

不法投棄等対策経費の人件費ですが、4月から11月の間に雇用しているパトロール業務に従事している会計年度任用職員の人件費となっております。

○新井田委員

2名分の人件費ということで、先ほども数字上2名になったことによって、少し減ったところもお聞きしておりました。

それでは、市のホームページにごみの不法投棄についてというページがありまして、不法投棄等監視パトロールの説明も書かれております。不法投棄多発地区を中心に、市内各所をパトロールしていると、先ほども28か所を回っていることをお聞きしておりました。ほかの自治体では、多発箇所マップとして、不法投棄マップというものを作って、効率的に回られている自治体もあるようです。

本市においては、この監視パトロールの計画やマップのようなものはあるのか。また、大体のパトロールのルートがもう決まっているのかをお聞かせください。

○(生活環境) 清掃事業所長

本市の巡回場所なのですが、計画やマップというわけではないのですが、先ほど言いました、これまでで特に不法投棄が多い市内の28か所の場所を巡回しておりまして、基本的には1週間に1回程度は、全ての路線を巡回するような形でシフトを組んで取り組んでいるといった状況になっております。

○新井田委員

本市においては、多い場所を中心にしっかりと1週間ごとに回られていることが分かりました。

それでは、不法投棄の巡回パトロールで回っている路線は、過去から変わりはないでしょうか。

○(生活環境) 清掃事業所長

パトロールの路線についてなのですが、限られた人員と車両体制でやっていることもありまして、巡回路線を増やすというわけではなくて、不法投棄が多い場所を巡回するという形を取るなど、必要に応じて見直しをしながら対応しているといった状況になっております。

○新井田委員

限られた人員と車両の中で、見直しもしっかりされて、パトロールされていることが分かりました。

それでは、この不法投棄等監視パトロールの効果といいますか、成果についてどのように評価されておりますでしょうか、お聞かせください。

○(生活環境) 清掃事業所長

巡回パトロールをもって、やはり全ての不法投棄がなくなることにはならないと考えてはいます。例えば、ある場所に不法投棄されているのを誰かが見て、さらに同じ場所に不法投棄がされているから、そこにまた持ってくるのが考えられるかと思うのですが、定期的にパトロールを行って回収することで、新たな不法投棄に対して一定程度の抑止的な効果があるのではないかと考えております。

○新井田委員

やはり完全になくなるというところでは難しい取組ではあると思いますけれども、このパトロールをすることによって、未然に防げるところ、拡大しないという一定の効果が出ていることが分かりました。

そのほかの対策についてお聞きしていきますが、不法投棄禁止看板の設置というのもありました。令和6年度では、この不法投棄禁止看板の設置状況とその効果はいかがでしたでしょうか。

○(生活環境)清掃事業所長

令和6年度におきましては、56か所に設置している状況でございます。

効果についてですが、やはり看板の設置のみをもって何か絶対的な効果があることまでは言えないのかと思うのですが、不法投棄は犯罪であることを明示することで、一定程度抑止力があるのではないかと考えております。

○新井田委員

看板があるのとなないのでは、見たときの気持ちとかもやはり変わってくると思いますので、大事ではないかと思えます。

新たな対策というので、以前、質問しておりましたけれども、他都市では結果が出ている監視カメラの設置や赤外線カメラなども有効であるというのもありました。

昨年度までに新たな方策について検討はされたでしょうか。検討されていれば、どういうものか、お聞かせください。

○(生活環境)清掃事業所長

不法投棄対策としまして、有効な事例を他都市の事例などから調査しまして、それが本市でも導入できるのかという部分については、所内レベルですが検討はしている状況でございます。

○新井田委員

しっかりと検討もされながら、日常の点検業務、監視業務などをされていることが分かりました。

それでは、警察や関係機関との協力も対策の一つでございますけれども、令和6年度ではどのように連携、協力関係を行ってきましてでしょうか、お聞かせください。

○(生活環境)清掃事業所長

関係機関との連携についてですが、不法投棄物の中に、個人情報など不法投棄した人が分かるような情報がございましたら、小樽警察署に連絡して、連携して対応を取っているといた状況になっております。

○新井田委員

こちらも変わりなく連携を取られていることが分かりました。

それでは、監視・パトロールを中心に様々な対策を続けてきておりますし、また、周知、啓発については、市のホームページ上で不法投棄についてのページもしっかりありまして、その中で市の取組や、また土地所有者や管理者などへのお願いも記載されており、私有地内にごみが捨てられた場合は土地の所有者や管理者自らの責任で適正に処理することになると、不法投棄場所にならないようにという注意喚起もされております。

全体的に一定の対策として取られていると感じますけれども、令和6年度の不法投棄の対策を行ってきて、今後はどのように進めていくか、課題や問題点も併せてお示しください。

○(生活環境)清掃事業所長

先ほども言いましたとおり、私どもとしても、ほぼ毎日パトロールを行っているのですが、24時間体制で行っているわけではなくて、どうしてもやはり不法投棄というものがなくなるということ。また、不法投棄されたものを調査しても、不法投棄した人が誰なのか特定できないといった例が多いという課題や問題点があるのですが、不法投棄は犯罪でありますので、他都市の取組状況など何か有効な取組があれば、さらに取り組んでいきたいと考えております。

○新井田委員

引き続き取組をしっかりとお願いしたいと思います。

先ほど、お話にもありました有効な取組という部分では、継続する対策ももちろん大事なのですが、一般財団法人家電製品協会のホームページには、不法投棄の未然防止のため取組を行っている自治体に助成しております。各地の事例も紹介されております。カテゴリーに分かれておまして、看板について、監視カメラについて、センサーライトについて、パトロールについてなど、各自治体における助成した事例を紹介しております。

センサーライトと看板による警告や、今は可搬式監視カメラとって移動ができる監視カメラを有効に活用して、例えば、住民などからの要望に基づいて移設しながら適宜、注意を行っており、不法投棄の抑制効果につながっている事例もありました。また、静岡県では、衛星とAIを活用した不法投棄未然防止等対策事業を実施しております。通常のパトロールでは発見できない、難しい不法投棄の疑いのある場所を光学衛星画像からAIなどを用いて検出するという事業も始まっております。

こういった助成の活用や先進事例の研究もされているとは思いますが、なかなか多忙な日常のパトロールの業務の中ではあると思うのですが、少しでも防止につながるのであれば、いい検討材料になるのではないかと考えますので、先ほどの令和6年度の成果と課題も併せて、今後の参考にしていただけたらと思います。

○橋本委員

◎先進不妊治療費助成事業について

続いて、母子保健対策費の中から3項目質問させていただきます。

昨年の出生数は68万6,061人、御存じのとおり、統計開始以来初めて70万人を下回りました。前年の令和5年の72万7,288人から約4万人減少しています。9年連続で過去最少を更新している状況です。しかし、体外受精や顕微授精といった高度の治療で誕生した子供の数は年々増えている。令和4年の不妊治療の保険適用が開始されたこの同年には7万7,206人が過去最高を更新したということで、ざっと言いますと、1割ほどの子供がこの先進不妊治療で生まれていることが分かってきて、これが出生数の増加、または例えば減少の抑制などにも貢献しているのではないかと専門家の声もあります。

それを踏まえて、まず、先進不妊治療費等助成事業費に関してお聞きします。

本市でも先進不妊治療費等助成事業について、経済負担を軽減することで、子供を希望する方への支援をしているのですが、どのような事業か、御説明いただけますでしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

不妊治療は、令和4年4月から健康保険が適用されることとなりましたが、保険診療と併用して実施可能な先進医療にかかる費用につきましては保険適用外で全額自己負担となっておりますことから、それに要した費用や受診にかかる交通費の一部を助成する事業となっております。

○橋本委員

先ほど述べましたように令和4年から保険適用されたことで、先進医療で生まれてくる子供も過去最高を記録しているという話もさせていただきました。

小樽市で令和6年度でこの事業を利用した方の人数、そして利用した方の年代が分かればお示してください。

○（こども未来）こども家庭課長

令和6年度は事業開始の年でありまして、4月1日以降に治療された方を対象に10月1日から申請を受付し、9人からの申請がございました。年代ごとの人数の内訳につきましては、30歳代が6人、40歳代が3人となっております。

○橋本委員

それでは、この助成額の中には、交通費も含まれるかと思えます。この令和6年度の助成額の中の交通費は幾らになりますでしょうか。

○(こども未来)こども家庭課長

令和6年度の助成額の総額につきましては27万8,660円で、そのうち交通費は1万1,260円となっております。

○橋本委員

こういった助成を本市でも始めたといった情報発信の方法はどのようなものがあるか、お示してください。

○(こども未来)こども家庭課長

情報発信の方法といたしましては、本事業のリーフレットを作成いたしまして、本市のホームページに掲載するとともに、市内の医療機関につきましては産科や婦人科、小児科、また、札幌市のみとなりますが、先進不妊治療実施医療機関といったところ、このほか小樽市外で妊婦健診を実施している医療機関に、この事業のために作ったリーフレットを配布いたしまして周知しているところでございます。

○橋本委員

産科・婦人科はもう当然ですけども、小児科などでも配布していることが分かりました。

市内の先進不妊治療をしている病院は何件くらいあるでしょうか。

○(こども未来)こども家庭課長

道内で先進不妊治療を実施している医療機関一覧を北海道がホームページで公開しております。それによりますと、小樽市内にはございませんでした。

○橋本委員

こうなりますと、交通費の助成というところも非常に助かっていくのかと。ただ、これは距離の制限などもあったりするので、その辺の課題はこれまでも議会で質問された方もいらっしゃいましたが、まずは交通費の助成もすごく大事なのだということが分かりました。

令和6年10月からの事業ということなのですが、今後の期待も込めてお話しさせていただきますと、治療を受けてから病院から案内を受けている方も非常に多いと思うのです。もちろん市としてもいろいろ発信はしているということで、チラシも各所に設置しているということですが、病院から本市に受診しましたという案内があって、受診したときにきちんと届出を出しましょうみたいな案内が病院であろうということも踏まえまして、このような助成があるなら受けてみようかという流れを、市としてもしっかりつくっていかなければいけないと思っています。

いろいろ取り組んでくださっていますけれども、極端な話かもしれませんが、本市において、この事業が出生数増加に貢献するという考えはお持ちでしょうか。

○(こども未来)こども家庭課長

この先進不妊治療費等助成事業につきましては、子供が欲しくてもできないといった方の希望をかなえるため、経済的な負担をできる限り軽減するといったことを目的として、行っている事業となっております。出生数の増加自体を目的には行ってはおりませんが、結果としまして出生数が増加するといった可能性はあるのかと思えます。

○橋本委員

もちろんこれはそういった子供を希望する方たちへ寄り添う事業になっていきますので、単純にこれをして子供が増えるという乱暴な言い方をするのはよくないと思うのですけれども、結果として、前段でお話したように、この助成がなされることで、不妊治療される方が若い世代でも少しずつ増えているとも全国的には統計も出ています。

小樽市の9名は30歳代、また40歳代の方ということでしたが、そういった支援があるということを周知すると、不妊検査助成などにも関わってきますけれども、知ることで、そういった若い世代の背中を押す事業、取組になる

のではないかと考えております。

◎不妊検査助成事業について

次に、不妊検査助成事業なのですけれども、どのような事業かを御説明ください。

○(こども未来)こども家庭課長

こちらの事業につきましては、不妊の原因は多岐にわたり、早めの検査と治療が必要になりますが、子供を産む市民の皆さんに対しまして不妊検査にかかる費用を負担することで、不妊に必要な治療につなげることを目的とした事業となっております。

○橋本委員

では、令和6年度でこの事業を利用した方の人数、そして年代が分かればお示してください。

○(こども未来)こども家庭課長

令和6年度の利用人数は31人となっております、年代ごとの人数の内訳につきましては、20歳代が7人、30歳代が20人、40歳代が3人、50歳代は男性となりますが、1人いらっしゃいます。

○橋本委員

不妊治療はもちろん女性だけではできないものなので、男性が1人いたということに非常にびっくりしているのですけれども、当然ながら男性にも機会が増えていかないといけないことです。そこは確認できたのでよかったですと思います。

北海道の助成金を使用している事業であるかと思えます。市の独自性には乏しいみたいな議論も過去にはありまして、しかし、それと同時に、不妊治療などは経済的な問題のほかに、実は精神的な問題や働きながら治療するという課題などもすごくあって、この不妊検査のチラシにも、小樽市こども家庭センターは、不妊・妊娠・出産の心のこと、育児、生活のことなどについての相談窓口ですと、お気軽に御相談くださいとありました。

このこども家庭センターで受けている相談があれば、どのようなものがあるかお示してください。

○(こども未来)こども家庭課長

小樽市こども家庭センターにおいての不妊に関する相談につきましては、令和6年度は特にございませんでした。

○橋本委員

今、不妊に関してはゼロとお聞きしました。

不妊で悩んでいる方は、病院に行かれて医師等に相談する機会が圧倒的にきっと多いだろうとは思っていて、例えば総合的な相談窓口として、小樽市こども家庭センターは存在するわけなのですけれども、私が今回不妊に関していろいろ調べていますと、やはり働きながら不妊治療することのハードルや、当然女性への負荷が大きいので、仮に不妊治療に関わる相談でいろいろあれば、他部署につなげて情報を共有することが必要なかとも思っています。

例えば心のケアなどを、福祉系の問題というのは割とつながりやすいのかと思うのです。何度も言っていますが、働きながらの不妊治療の課題などはもしかしたら商業労政課への情報提供なども当然必要になってくる。今、マッチング支援事業などもやっていて、そういった中で企業がどういう努力をする必要があるのかという情報はすごく大事になると思うのです。今後そういうことがあれば、しっかり情報共有していただきたいと思っています。

◎妊婦歯科健康診査事業について

妊婦の歯科健診についてお伺いします。

この妊婦の歯科健診がなぜ必要なのかも含めて、どういった事業かを御説明ください。

○(こども未来)こども家庭課長

妊婦の歯科健診の事業につきましては、妊娠中はつわりなどによる口腔、清掃の困難さやホルモンバランスの変化等により、虫歯や歯周病が進行しやすいこと、また、妊娠中の歯周病は早産や低体重児のリスクが高まることなど、胎児にも影響があることから、妊娠中の口腔健康管理が必要とされております。このため、妊婦が歯科健診を

受ける際の費用を公費で負担することができるよう事業を行うことでリスク軽減を狙ったものとなってございます。

受診に当たりましては、令和6年9月末時点で妊婦の方につきましては郵送で、10月以降の方につきましては、母子健康手帳の交付のときに受診券と一緒に渡してございまして、市内の歯科医療機関で受けることができる流れとなっております。

○橋本委員

昨年10月から始まり、半年で対象者には受診券を渡しているという話でした。

この対象者の数と利用者の数をお示してください。

○(こども未来)こども家庭課長

対象者数につきましては、令和6年度に郵送を含めて受診券をお渡しした人数でお答えいたしますと、合計で338人となっております、そのうち、実際に受診された利用者の数が56人となっております。

○橋本委員

実は、これは私が議員になって初めての定例会で質問した内容でして、利用者がいることが確認できて、非常にほっとしているというか、安心したという思いでいます。

非常に必要なことですので、必要性をしっかりと妊婦の方にも伝えて、この母子の健康・安心に努めていただきたいと思います。

話が前後してしまうのですが、不妊治療といった母子の関係で、仕事との両立がすごく大事で、厚生労働省でも、不妊治療を行っている従業員が受けられる支援制度がある企業が全国でも26.5%という統計もあったり、不妊治療したことがある、また将来したいと思っている人が14.5%、あと不妊治療したことがあると答えた人のうち不妊治療と仕事の両立ができずに仕事を辞めたという人が10.9%いるみたいなアンケートも取られています。

こういった現実的に不妊治療と仕事の両立、子育てと仕事の両立全般でそうなのですが、課題もすごく多いと思いますので、ぜひ、いろいろな部署としっかり連携しながら今後も頑張っていたきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

共産党に移します。

○酒井委員

◎国民健康保険について

国民健康保険についてお伺いいたします。

国保財政運営は、平成30年度から都道府県単位となりました。引き続き小樽市は国保実務を行います。北海道は標準保険料率を適用し、道内のどこに行っても所得や世帯構成が同一であれば同一の保険料とすることを目標とし、令和12年度までに道内市町村が標準保険料率を適正利用するように求めています。

それでは、令和2年度時点の本市の賦課割合を示してください。

○(福祉保険)保険年金課長

令和2年度時点の賦課割合は、所得などに係る応能割、1世帯当たり、1人当たりにかかる応益割、それぞれの割合が、応能割54、応益割が46となっております、さらに詳しく所得割と均等割、平等割と言いますと、54対29対17となっております。

○酒井委員

それでは、決算年度である令和6年度の賦課割合ではどうでしょうか。

○(福祉保険) 保険年金課長

令和6年度の賦課割合は、応能割と応益割の割合は42対58、所得割、均等割、平等割で申しますと、42対34対24となっております。

○酒井委員

問題なのは応能割と応益割の変更によって所得の低い世帯は保険料が上がる一方で、所得のある世帯では、保険料が下がる傾向であることであります。

それでは、令和3年度での国民健康保険料で1人当たりの保険料と、令和6年度国民健康保険料の試算で1人当たりの保険料をそれぞれお示してください。

○(福祉保険) 保険年金課長

令和3年度の1人当たりの保険料は7万2,698円、令和6年度の1人当たりの保険料は8万4,700円となっております。

○酒井委員

次に、令和3年度中の世帯主の給与収入が120万円の夫婦と小学生2人で計4人の世帯で、医療分と支援金分、介護分がかかる世帯での年額保険料、同様に令和6年度の年額保険料をお示してください。

○(福祉保険) 保険年金課長

世帯主の収入が120万円、夫婦2人と小学生の子供2人の保険料といたしまして、令和3年度の保険料は10万9,980円、令和6年度にしますと13万260円となり、2万280円の増額となっております。

○酒井委員

次に、令和3年度中の給与収入が世帯主の1,000万円、夫婦と小学生2人で計4人の世帯で医療分と支援金分、介護分がかかる世帯での年額保険料、同様に令和6年度の年額保険料をお示してください。

○(福祉保険) 保険年金課長

世帯主の収入が1,000万円で、夫婦2人と子供2人の保険料につきましては、令和3年度が99万円、令和6年度が106万円となっており、いずれも賦課限度額となっておりまして、比較しますと7万円の増額となっております。

○酒井委員

120万円の収入だと月10万円です。とてもやっていけないような感じだと思うのですけれども、そこが2万円の増と。生活が楽だとは決して思わないけれども、1,000万円の収入があるところの7万円の増とは、私は負担増の感覚というものが全然違うのではないかと実感として思います。

ところで、北海道は標準保険料率を適用し、道内のどこへ行っても所得や世帯構成が同一であれば、同一の保険料となるのであれば、本市の保険料も徐々に減少していくと思われま。

では、道内主要都市、国保事業状況で、本市の1人当たりの保険料は、令和4年度、令和5年度、令和6年度とどのように推移していますか。

○(福祉保険) 保険年金課長

本市の1人当たりの保険料の推移でございますが、令和4年度から令和6年度まで順に申し上げますと、7万6,159円、8万825円、8万4,700円と増加傾向でございます。

○酒井委員

1人当たり医療費、療養諸費が高い市町村が北海道の平均となることで、国保料が下がることもよく言われております。

それでは、道内主要都市で最も1人当たり医療費が高い都市と最も1人当たり医療費が低い都市をお示ください。

い。

○(福祉保険) 保険年金課長

道内主要都市で最も医療費が高い都市と低い都市につきましては、令和6年度でお答えしますと、札幌市、函館市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、苫小牧市、江別市、小樽市の10市で比較いたしますと、令和6年度で最も高いのは小樽市で55万3,295円、最も低いのは北見市で40万216円となっております。

○酒井委員

それでは、北見市の1人当たりの保険料は令和4年度、令和5年度、令和6年度とどのように推移しているでしょうか。

○(福祉保険) 保険年金課長

北見市の1人当たりの保険料の推移でございますが、令和4年度が9万7,835円、令和5年度が10万1,211円、令和6年度が10万4,633円と増加傾向でございます。

○酒井委員

なぜこういった保険料となるのでしょうか。

○(福祉保険) 保険年金課長

北見市の保険料につきましては、他市のことですので小樽市では把握しておりませんので、お答えすることはできません。

○酒井委員

市町村が定めるわけですから、北見市がどのように考えているかは分からないというのはそのとおりだと思います。

ただ一方で、先ほど言ったように、保険料というのが、結局、医療費が高いところは得をするのだという言い方をしながらも、必ずしもそうではないということも言われていて、私はこの北海道の標準保険料率とすること自体がやはりすごく無理があるのではないかと考えています。

私が思うのは、結局のところ、保険料の低いところは高くなる、現在も高いところはさらに高くなることは避けられないのではないかと思いますけれども、この考えについていかがでしょうか。

○(福祉保険) 保険年金課長

令和12年度の標準保険料率を目指しまして、本市をはじめ、道内各市町村で様々な取組を進めているところであります。進め方はそれぞれ異なっているというところでありますので、現在の保険料などから、今後の見解を申し上げることは難しいかと考えております。

○酒井委員

ということは、道内のどこに行っても所得や世帯構成が同一であれば、同一の保険料となるのであれば、本市の保険料も徐々に減少していくといったことではなく、むしろ増大するという認識でよろしいでしょうか。

○(福祉保険) 保険年金課長

本市において、標準保険料率統一を目指す中、応能割と応益割の割合を変更するに当たりまして、応益割を上げるといふ点においては、低所得者への影響が大きくなっております。

一方で、中間所得者層の負担は減る傾向にもあることありまして、この先、令和12年度の標準保険料率統一に向けまして、北海道全体の被保険者数や、そういった推移、国保財政の状況なども影響があると思っておりますので、一概に申し上げられないとは考えております。

○酒井委員

これはもう既に大阪府の例で明らかなのです。保険というのは絶対に損しないようにやっていますから、あらかじめ若干多めに見込んでおくのです。それを全部でならしていくと、低いところは高くなっていく、高いところは

さらに高くなるということで、私はすごく問題とっております。

次に、1人当たり保険給付費の推移についてお伺いたします。

まず、国保加入者の推移であります。令和4年度、令和5年度、令和6年度はどのように推移しているでしょうか。

○(福祉保険) 保険年金課長

国保加入者数の推移につきましては、年間の平均加入者数で申し上げますと、令和4年度は2万2,071人、令和5年度が2万862人、令和6年度が1万9,449人と減少傾向でございます。

○酒井委員

保険給付費総額の推移についてであります。同様に令和4年度、令和5年度、令和6年度とどのように推移するでしょうか。

○(福祉保険) 保険年金課長

療養給付費を決算ベースで申し上げますと、令和4年度は99億2,076万7,104円、令和5年度は98億1,651万7,718円、令和6年度は93億6,006万6,748円と減少傾向でございます。

○酒井委員

1人当たりの保険給付費は、同様に令和4年度、令和5年度、令和6年度とどのように推移したでしょうか。

○(福祉保険) 保険年金課長

1人当たりの保険給付費について、病院受診でかかった診療費全額を、先ほど申し上げました加入者数で割りますと、令和4年度が52万1,279円、令和5年度が54万4,203円、令和6年度が55万3,295円と増加傾向となっております。

○酒井委員

ところで、国保加入者の主体が50年前と変わっているとのことでもあります。かつては自営業と農林水産業が主体でありました。

では、決算年度である令和6年度の国保加入者の主体はどういった方が多いと見込んでいるのでしょうか。

○(福祉保険) 保険年金課長

国保加入者の主体ですが、年金生活者や失業者、非正規雇用の方など、経済基盤の不安定な方が多く加入されている状況と考えられます。

○酒井委員

経済基盤が不安定な方が多い。その方たちが担っているというのが実態であります。

ところで、50年前との違いは国庫負担であります。昭和55年度には国庫負担金や国庫補助金などといったものが約50%を占めておりました。

では、令和6年度の国庫負担金や国庫補助金といったものについては、約何%としているのでしょうか。

○(福祉保険) 保険年金課長

令和6年度の国庫支出金についての資料はないのですが、今年、厚生労働省が公表いたしました医療費の財政構造などを見る化した資料がございまして、令和4年度の市町村国保の収入に占める公費の割合額が4.2兆円となっております、全体の約4割となっているとのことでした。

○酒井委員

全体の約4割と言っていますが、実際に見ますと、全体の約4割はないのです。というのも、昭和59年度当時、国庫負担金と国庫補助金を足したものが58%程度、小樽市の国保事業会計で出されているけれども、平成28年度になるとどうなるかと言いますと、国庫負担金が13.99%、国庫補助金が8.14%、足しますと22.13%となりまして、約25%になっていると、ここにやはり一番大きな問題があると思っております。

高過ぎる国保料を全国健康保険協会並みに引き下げることについてであります。

全国知事会なども強く要望している公費の投入で保険料を引き下げることが必要です。

公費投入への本市の見解を伺います。

○(福祉保険) 保険年金課長

先ほども申し上げましたが、国保被保険者、加入者には収入基盤の不安定な方が多いのは事実であります。引き続き、市長会を通じまして、国に対し、財源対策や低所得者層に対する負担軽減策の拡充や強化などを求めるなど、できることを行っていきたいと考えております。

○高野委員

◎マンホールについて

まず、マンホールについて伺いたいと思います。

水道局が管理しているマンホールは、令和6年度で全部で何か所ありますか。

○(水道) 下水道事業課長

令和6年度に管理しておりますマンホール数は1万4,548か所でございます。

○高野委員

令和3年度では、マンホールが1万4,553か所になっていたと思うのですが、先ほど聞いたら数が違うのかと思うのです。このようにマンホールの数が違ってくるのはなぜなのでしょう。

○(水道) 下水道事業課長

下水道管の改築工事等により設置及び撤去したマンホール数により管理する数量に違いがあります。

○高野委員

設置・撤去される場合もあるから、数が違うということでした。

雪が降ると、下水道マンホールの積雪は、下水管の熱によって、その部分だけ雪が解けて、その結果マンホールの上の部分だけが雪がなくなって道路に段差が生じるようなことになります。

道路にこうした段差や穴ができることによってどのような問題があるのか、お聞かせください。

○(水道) 下水道事業課長

自動車の走行や歩行者の歩行に支障が生じ、車両の破損や転倒などの原因となる可能性があります。

○高野委員

歩行者の転倒だとか、交通上の支障がかなりあるのかと思うのですけれども、こうした道路の段差がないように、断熱マンホール蓋を設置することで、雪を溶けにくくして段差を解消することができます。

住民から、穴や段差などのマンホールによるクレーム等はあるのかについて伺いたいと思うのですけれども、直近5か年、令和2年度から令和6年度までの苦情件数についてお知らせください。

○(水道) 下水道事業課長

過去5年間の断熱内蓋に関する苦情件数につきましては、令和2年度はゼロ件、令和3年度は11件、令和4年度は3件、令和5年度は6件、令和6年度は7件であります。

○高野委員

今、件数があったように、毎年のように住民から寄せられていることが分かりました。

マンホール蓋の断熱について伺いたいと思うのですけれども、断熱内蓋の設置数を直近5か年でお知らせください。

○(水道) 下水道事業課長

過去5年間の断熱内蓋の設置数につきましては、令和2年度は76か所、令和3年度は190か所、令和4年度は285

か所、令和5年度は517か所、令和6年度は545か所であります。

○高野委員

それでは、整備率についても直近5か年でお知らせください。

○(水道)下水道事業課長

過去5年間の断熱内蓋の整備率につきましては、令和2年度は74%、令和3年度は75%、令和4年度は77%、令和5年度は81%、令和6年度は85%であります。

○高野委員

整備率についても上がってきているのかと思うのですが、こうした断熱内蓋の設置数が上がってきた理由として、以前のように交付金事業で行うことができるようになったから設置数が上がってきているのか、それとも市の単費で行っているのか、その辺はどうでしょうか。

○(水道)下水道事業課長

財源といたしましては、交付金ではなく一般財源として利用しております。

○高野委員

それでは、断熱マンホール蓋の設置方法について伺いたいと思います。

断熱シートをはめ込むタイプとか、形状に合わせて専用の断熱蓋を設置する方法等いろいろあると思うのですが、本市の断熱マンホール蓋の設置方法はどのようなものになっているのでしょうか。

○(水道)下水道事業課長

人力により、マンホールの蓋を取り外し、枠の受枠に断熱内蓋をはめ込む施工方法で、容易に設置できる製品であります。

○高野委員

平成25年頃まではウレタン吹つけもされていたのかとも思うのですが、現在はこういう方法ではないやり方でやっているということなのでしょうか。

○(水道)下水道事業課長

ウレタン吹つけ断熱蓋は、断熱効果が低減し交換する場合、蓋と一体で交換する必要がありますが、シート型の場合は、単体で交換が可能であり、かつ設置手間も人力で容易にできることから、交換費用も含めシート型による設置及び交換を行っております。

○高野委員

以前のウレタンよりも交換するにも簡単ということもあるのかと思うのですが、ウレタン吹つけと現在行っているシートタイプというのは、耐用年数等には違いがあるのでしょうか。

○(水道)下水道事業課長

メーカーにより公表されている耐用年数はありません。

なお、シート型を設置して10年以上経過しておりますが、今のところ断熱効果が低減し、交換が必要となる事象はありません。

○高野委員

これまで、日本共産党は断熱蓋の設置状況について、設置を早めることについて伺ってきたのですが、令和4年第1回定例会で小貫議員が、年間約200か所設置しているということだけでも、どうですかという質問もしてきました。今聞いたら、だんだん増えているとのことなので安心しています。

80%以上ということだったので、すごく設置が進んでいるという状況が分かったのですが、令和5年度から令和9年度までの5か年で、令和9年度末時点で1万3,500か所以上を設置する計画となっていると思うのですが、今のところ計画に変更なく順調に進められているということでもよろしいでしょうか。

○(水道)下水道事業課長

令和5年度以降、400から500か所程度設置しておりまして、計画的に進めていると考えております。

○高野委員

計画的に順調に進められているということで、これから冬になれば事故等の危険性もあるので、設置数が増えてきていることを確認できて安心しました。今後も住民の安全のためによりしくお願いしたいと思います。

◎水道料金について

次に、水道料金について伺いたいと思います。

まず、有収水量と有収率の推移を過去5年でお知らせください。

○(水道)水道事業課長

令和2年度から令和6年度までの有収水量及び有収率でございますが、有収水量につきましては令和2年度が1,114万940立方メートル、令和3年度が1,099万9,247立方メートル、令和4年度が1,087万2,133立方メートル、令和5年度が1,079万8,207立方メートル、令和6年度が1,076万2,851立方メートルであり、有収率につきましては令和2年度が78.1%、令和3年度が75.9%、令和4年度が76.8%、令和5年度が75.5%、令和6年度が76.3%となっております。

○高野委員

今、聞いたのですけれども、令和3年度の有収率が低くなっているのかと思うのですが、なぜ低くなっているのでしょうか。

○(水道)水道事業課長

令和3年度は、有収率に影響するような大きな水道管の事故などは発生しておらず、特別な要因は見当たらないものでございますが、有収率は総給水量の増減に大きく左右される数字でございますので、令和4年度には数字が改善されたことを踏まえまして、一、二%の増減は常に発生する可能性がある範囲であると考えてところでございます。

○高野委員

それでは、有収水量の家事用、業務用の過去5年間の水量の推移をお知らせください。

○(水道)業務課長

有収水量のうち、家事用は令和2年度が801万890立方メートル、令和3年度が785万1,309立方メートル、令和4年度が758万2,658立方メートル、令和5年度が746万420立方メートル、令和6年度は733万8,548立方メートルとなっております。

また、業務用につきましては、令和2年度が308万9,632立方メートル、令和3年度が311万2,866立方メートル、令和4年度が324万7,605立方メートル、令和5年度が330万952立方メートル、令和6年度は338万3,893立方メートルとなっております。

○高野委員

今聞きましたら、家事用は少しずつ水量が減っているけれども、業務用は毎年のように増えていることが分かりました。

次に、下水道使用料について伺いたいと思いますけれども、昨年8月、9月の家事用の全体の調定件数をお知らせください。

○(水道)業務課長

令和6年8月、9月の家事用のうち短期使用分を除いた件数で申し上げますが、合計で4万7,395件となっております。

○高野委員

約4万7,000件ということだったのですが、そのうち基本水量である2か月20立方メートル未満の調定件数は、8月、9月で家事用は何件で、基本水量に満たない場合についてもお知らせください。

○(水道)業務課長

使用水量が20立方メートル未満の件数についてですが、1万9,873件、全体に占める割合としては41.9%となっております。

○高野委員

令和5年度については41.1%だったと思うので、今、聞いたら41.9%ということによって変わってきているのかと思います。基本水量に満たない方が多いという状況の中で、これまで市民からも、現在の料金体系に対して不満の声も上がっていることが課題ということで、何度か質問に対して答弁されています。

第2次小樽市上下水道ビジョンの中でも料金が引き下げられることができないかについても検討するとしていましたけれども、基本水量、基本料金の見直しというのは検討されてきたのか、また、検討内容についてもお知らせください。

○(水道)総務課長

基本水量、基本料金の見直しにつきましては、公益社団法人日本水道協会の水道料金算定要領が令和7年2月に改定されましたので、その要領の入手、また、国土交通省では、経営改善、耐震化推進の課題解決に向けた手順を示すガイドラインを策定するものと聞いております。これらを踏まえた上で、見直しについても総合的に判断していくことになるため、現状では情報収集と、先ほどの料金算定要領に沿った検討しているところでございます。

○高野委員

今お話があったみたいに、いろいろ考えなければいけないところもあるのかと思うのですが、以前は新型コロナウイルス感染症の影響で収益が落ち込み、基本水量、基本料金の見直しがなかなか難しいのだという話でしたけれども、今は物価高騰の影響も大きいという話で聞いています。

なので、現状ではこうした見直しというのは難しい状況と判断しているということなのでしょうか。

○(水道)総務課長

繰り返しの答弁にはなりますが、現状では情報収集と料金算定要領に沿った検討をしているところであり、今後とも人口減少による減収や物価高騰や労務単価上昇による維持管理費の増加、さらには企業債に対する金利の変動も見極める必要があることから、検証を重ね、慎重に判断していきたいと考えております。

○高野委員

それでは、水道事業会計の運転資金について聞きたいと思います。

運転資金の推移を過去5年でお知らせください。

○(水道)総務課長

令和2年度から令和6年度までで答えさせていただきますが、水道事業会計では、令和2年度は12億8,637万7,845円、令和3年度は13億1,858万3,897円、令和4年度は13億9,848万7,492円、令和5年度は15億2,685万4,153円、令和6年度は16億9,410万2,164円となっております。

下水道事業会計では、令和2年度は3億2,558万5,796円、令和3年度は4億2,015万5,153円、令和4年度は4億5,707万6,619円、令和5年度は5億256万3,541円、令和6年度は5億117万2,862円となっております。

○高野委員

今お聞きしましたら、運転資金は年々上がっているのかと思うのですが、上がっている理由についてお知らせください。

○(水道)総務課長

両会計ともなのですが、基本的には収益的収支で純利益が発生していることや、資本的収支でこの間、企業債の償還額が少なかったことから、運転資金は増加しております。

なお、下水道事業会計の令和6年度決算は、純損失が発生したため、若干減少しております。

○高野委員

今、水道事業会計は運転資金が増えているということだったのですけれども、第2次小樽市上下水道ビジョンに示されているように、水道事業では、財政収支見通しが令和15年頃には資金不足になるという見込みなのか。

○(水道)総務課長

第2次小樽市上下水道ビジョン策定時には、水道事業では、令和15年頃に料金の見直しが見込まれると試算されており、下水道事業では、令和15年頃には資金は確保されていると試算されました。

今後の見込みについては、物価や人件費、金利の上昇を見極める必要があることから、細かく精査するのはこれからになりますが、昨年度に第2次小樽市上下水道ビジョンの中間見直しをした際には、水道事業については数年先送りにされることが試算されました。

○高野委員

いろいろ必要な経費がかかるのも十分承知しているのですが、やはり第2次小樽市上下水道ビジョンの中でも、現状の課題の部分で、基本水量に満たない利用者が増えて、消費してもいない分を通常料金で支払っていることについて、市民から不安もあり、分かりやすい料金体系への見直しについても書かれていますし、取組についても書かれています。やはり使用していない分の料金まで支払っているという部分は改善していかなければならないのではないかと考えます。

◎新幹線について

次に、新幹線についてに移りたいと思います。

令和4年度から令和6年度までの北海道新幹線推進費についてお知らせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長内主幹

令和4年度から令和6年度までの北海道新幹線推進費の決算額についてでございます。まず、令和4年度は1,730万578円、令和5年度は7,098万2,486円、令和6年度は7,143万7,658円となっているところでございます。

○高野委員

令和6年度の北海道新幹線推進費として約7,143万円が計上されていますけれども、事業金額と内訳についてお知らせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長内主幹

北海道新幹線推進費の令和6年度決算額7,143万7,658円の内訳についてでございます。まず、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会関係経費が19万8,991円、新幹線・高速道路事業関係経費が90万9,760円、北海道新幹線並行在来線関係経費が3万3,330円、北海道新幹線建設費負担金が4,666万5,705円、新小樽(仮称)駅周辺駐車場等整備関係事業費が2,336万4,000円、北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会負担金が21万7,000円、北海道新幹線建設促進関係自治体連絡協議会負担金が4万8,872円となっております。

○高野委員

北海道新幹線建設費負担金が、令和5年度と比べると令和6年度は約1,313万円も増えているのですけれども、要因についてお知らせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室主幹

令和6年度の北海道新幹線建設費負担金について、令和5年度の決算額から増額となっている主な要因といたし

ましては、天神地区と朝里川温泉地区における高架橋工事の事業進捗などによる負担金の増額となっております。

○高野委員

北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会関係経費が令和4年度では約285万円となっていましたけれども、令和5年度、令和6年度と金額がぐっと下がっている状況があるのですが、理由についてお知らせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室榎主幹

令和5年度、令和6年度で、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会関係経費決算額が減少している要因といたしましては、令和4年度に実施いたしました、新小樽（仮称）駅利用促進戦略の策定作成等に係る委託料の皆減によるものでございます。

○高野委員

この間、日本共産党は、新幹線事業費について、お金をかけて事業を進めても将来的にどれぐらい負担になるかも分からない、費用対効果も見通せないところに市民の税金をかけていくことに対して質問してきました。

市は、新幹線事業に対する市の負担について、新幹線開業の受益がある自治体なのだから負担増加も仕方ないということで答弁されていましたが、その新幹線開業の利益は何を指しているのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室榎主幹

新幹線開業による利益、受益とは何かということですが、一例を挙げさせていただきますと、新幹線の開業効果といたしまして、交流人口が増加し、新幹線旅行者の消費支出による経済波及効果、また、新幹線の開業後に生じる固定資産税などの税収効果、加えて新幹線の建設中の投資効果として、工事資材等の地元調達や工事関係者の宿舍や事務所が設置されておりまして、食料品や日用品の消費が見込まれることなどでございます。

○高野委員

交流人口等という話もありましたが、実際に開通するという発展も、どれぐらい止まるかもまだ分からない状況の中で、交流人口が増えますと言われても、どうなのかと思いますし、令和12年度末を目標としていた新幹線の開業が大幅に遅れるとなりました。

開業が遅れたとしても、開業されれば収益はあるのだという立場なののでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室榎主幹

まず、新幹線の札幌延伸開業の遅れによりまして、資材高騰等による地方負担の増加などの影響が懸念されますが、開業時期にかかわらず、本市においても活力ある地域社会を創設し、大きな経済効果といった受益をもたらすものであると認識しているところでございます。

○高野委員

新幹線開業の延期に伴って、さらに費用の負担が増えるのではないかとこのことと言われていて、本当にそうなのではないかと思うのですが、令和4年度決算では、新幹線推進費が約1,730万円だったのが、令和6年度では約7,143万円、新幹線建設費負担金は、令和4年度は約356万円だったのが、令和6年度は約4,666万円と膨らんでいる状況があります。

今後、新幹線の開通がどうなるか分からず、並行在来線の問題も解決していない中で、新幹線ありきでお金をどんどんつぎ込まれているということは、やはり考え直す必要があると思いますし、改めて新幹線は立ち止まるべきだということを申し上げます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時50分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○高橋委員

◎再犯防止について

それでは、再犯防止の取組について質問させていただきたいと思います。

この件に関しては、以前も、触法者つまり法律に抵触した罪を犯した人に対するの支援に関して質問を行った経緯がございます。令和6年第2回定例会の予算特別委員会だったと記憶しておりますが、本日は決算に関連して、再犯防止を主として伺ってまいります。

まず、令和5年度のデータでは、日本の再犯者率は47.9%に達しまして、保護観察対象者の約42%が生活困窮の状態であって、約58%が精神疾患を抱えるという実態があります。そして、困難を抱えている人が再犯に至りやすく、その困難というのは生活困窮や精神疾患障害、社会的孤立などではありますが、こうしたことを鑑みれば、累犯、重ねるものに対しては、従来のいわゆる罰するというシステムから、支えるというシステムへのパラダイムシフトの必要性があるということをお話していると考えます。また、拘禁刑も導入されたということで、こうした動きというのは少しずつ社会的にも進んでいると思います。

今ほど申し上げた統計データが示すのは、単純な処罰だけでは解決できない構造的な問題の存在です。特に深刻であるのは、保護観察対象者の経済的状況です。申し上げたとおり困窮状態にある方が約42%、精神疾患を抱える方が約58%という数字は、個人の意思や努力だけでは克服が困難な複合的な課題の存在を示しています。こうした困難の要素は相互に関連し合っていることから、包括的な課題解決に至らないと、いずれまた犯罪リスクが高まってくることになってしまいます。

本市において、再犯の防止等の推進に関する法律に基づいて、地方再犯防止推進計画として本市計画があるわけですが、小樽市地域福祉計画に包含される形での位置づけであります。独立した施策体系としてのボリュームとしては限定的になっているという状況と認識しております。

策定された計画の本質的な価値は、策定の事実ではなくて、現場でどのような変化をもたらしたかにあると考えますが、関係機関の連携の速度向上や出所前支援の早期化、住居、就労、医療への接続率の改善などにつながるものが本質的には求められます。ただし、問題は根深くて、現時点でそれらが明確になるものではないということも理解しているつもりではあります。

その上で伺いますが、1点目に、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく小樽市再犯防止推進計画として、本市の計画も位置づけられていると認識しておりますが、この計画により、どのような効果が生まれているのかを端的にお伺いいたします。

○（生活環境）青少年課長

再犯防止には、犯罪した者が円滑に社会復帰できるようにするため、安定した職業と住居の確保に対する支援が必要となりますが、計画に位置づけることにより、庁内関係部署との連携を円滑に行うことができるという点が効果と考えております。

○高橋委員

それでは、第1期小樽市地域福祉計画の総括と第2期小樽市地域福祉計画の改善と伺いますか、変更点について

伺います。

昨年度の決算の時点よりも前に戻って、第1期計画期間が令和3年度から令和5年度まででありましたけれども、この期間における再犯防止施策の全体的な評価と、第2期計画での改善点について説明をお願いいたします。

○(生活環境) 青少年課長

第1期小樽市地域福祉計画におきましては、相談体制は整っていたものの、制度のはざまなど、解決が難しい課題を抱えている場合など、より他機関の協働による支援が行えるよう、体制整備が必要であったことから、第2期小樽市地域福祉計画においては、更生保護の主体となる小樽地区保護司会と情報交換を行うようにいたしました。

○高橋委員

やはり再犯防止は総合的な政策になってくるため、複数の部局や、今おっしゃっていただいたように関係機関、他機関での連携というのが必須になってまいります。そして、当然、複数部局にわたれば、予算の積み上げというのも複数にわたってくると考えております。

再犯防止に関連する事業全体の令和6年度決算額と、その内訳について御説明いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(生活環境) 青少年課長

再犯防止の取組につきましては、庁内でも複数の担当課が関わっておりますが、青少年課が行っている取組についてお答えいたしますと、再犯防止に関わる事業費は、令和6年度で541万4,815円となりまして、内訳といたしまして、社会を明るくする運動への補助金として、小樽地区保護司会へ10万円、再犯防止には限らないのですが、犯罪の予防として、街頭補導費として531万4,815円になります。

○高橋委員

街頭補導費が結構大きいと感じますが、社会を明るくする運動が10万円なのですね。

先ほど申し上げたように、複数部局の予算の積み上げが必要と意見を述べましたが、直接的な再犯防止事業費だけではなくて、やはり生活困窮者の自立支援や精神保健福祉、障害福祉、居住支援、就労支援等、間接的であるけれども、再犯防止に関連するという経費も含めて全体像の俯瞰ができないかと感じております。

もう少し説明すると、予算の適正性というのは、単純な金額の中で判断できるものでもなくて、人口構成や犯罪の認知件数、生活困窮率、精神疾患の有症率、既存の社会資源の数あるいは質など地域特性を踏まえて考えていくところまでいけたらと思っておりますが、それもなかなか難しいところではあります。

次にお伺いするのは、ベンチマークとして、比較対象と照らした相対的な評価を伺うところにとどめたいと思いますが、他都市と比較して、小樽市の再犯防止に係る予算は、適切な水準にあると考えられるのでしょうか。この辺りの御見解をお聞かせいただければと思います。

○(生活環境) 青少年課長

再犯防止の取組は、実施する規模によって事業費も変わってくると思います。また、再犯防止の取組に関わる皆様方、マンパワーの問題もありますので、ほかの自治体との単純比較は難しいものと考えております。

○高橋委員

次に、何らかの罪を犯した人で、矯正施設、つまり刑務所などに入るのは2%程度なのです。一旦留置されたり拘置されたりしても、刑務所に入らずに地域に戻るという方がほとんどであるわけです。そのような現実、再犯防止における地域支援体制の重要性を示唆していると認識しています。つまり、大多数が地域で暮らし続ける以上、司法の枠内にある日常の支援体制が再犯防止の鍵になってくるということです。

地域に戻って再犯をせずに生活していく、自立していくことを考えると、保護観察所の役割も大きいと考えますが、昨年度における本市と保護観察所との情報交換や連携などは、どのように行われたかについてお示しいただければと思います。

○(生活環境) 青少年課長

本市と保護観察所との直接の情報交換はありませんでしたが、小樽地区保護司会と保護観察所との情報交換は、令和6年度は3回行われており、その内容につきましては、小樽地区保護司会から事務局であります当課に情報提供がなされております。また、連携につきましては、保護観察所と小樽地区保護司会の間では随時行われていると聞いております。

○高橋委員

次に、複合的な課題の対応という観点で伺っていききたいと思います。

冒頭でも触れましたけれども、複合化した課題を持つという方は犯罪リスクも高まってくるわけですが、そもそも触法者でなくとも、課題が重なると解決が難しいわけです。行政の様々な機関や施策を組み合わせる必要があるからですが、例えば、最近、本市でも高齢の方が逮捕されるという事案も多く見られると聞いております。その背景には孤独や孤立、生活困窮などがある場合も少なくないということです。

高齢や困窮、また司法の関与という点に対しては、迷わず相談できる入り口の明確化みたいなものと初動の迅速化が必要であると考えますが、例えば一時的な安全確保、つまり職とか居場所とか、急性期医療などと権利擁護を同時進行で進めて、生活困窮者の自立支援や地域包括支援センターなど就労、住居、医療、各機能にチームレスに接続できる動線を整備しなければいけないと思うのです。縦割り行政の弊害を排除して、ある種でワンストップに近い対応体制の構築が必要と考えています。

ここで聞きするのですが、仮に70歳女性で、生活に困窮して、窃盗して逮捕されて、執行猶予がついて地域に戻ってくるとい方がいたとして、自立に向けた相談を望んで市役所に来られた場合、令和6年度の時点ではどこかの窓口で対応することが適切になるのか、お示しいただきたいと思います。

○(福祉保険) 福祉総合相談室岩瀬主幹

ただいまの御質問の例で言いますと、私ども福祉総合相談室「たるさぼ」で相談を受け付けることになっております。

○高橋委員

それでは、今、例示した状況、つまり70歳女性、生活に困窮して逮捕された後、執行猶予がついて戻ってくるとい方の状況に障害の可能性が加わった場合はどうなるのかということです。そうした場合に、支援は専門性と継続性を要求されることになりまして、診断の有無にかかわらず、合理的配慮を前提としながらも、使える仕組みを的確に組み合わせることが求められると。

この条件で、精神ないしは知的なハンディキャップを抱えていた場合、どこが窓口となってくるのかについてお聞きいたします。

○(福祉保険) 福祉総合相談室岩瀬主幹

本市では、令和6年度から重層的支援体制整備事業を行ってございますが、その中におきまして、包括的相談支援事業を実施しております。そのため、障害福祉部門、生活困窮者自立支援部門、そのほかの部分もありますが、いずれの部門でも相談を受付いたしまして、情報共有を図る体制を取っております。

また、複数の課題を抱えるなど、課題の解決が難しい方につきましては、同じく重層的支援体制整備事業のうち、地域共生におきまして、地域共生コーディネーターを中心にいわゆる多機関協働事業により課題の解決を図る体制を整えているところでございます。

○高橋委員

今、制度のはざまの困難事例みたいなことをお聞きしているところですが、先ほども御答弁の中に、こうした制度のはざまという言葉もありましたので、ここの難しさというのは重々御理解いただいていることは認識しております。

こういう、担当部署が分かれるということで支援が途切れないように、今重層的支援体制整備事業のお話もありましたが、この庁内だけでなく、司法も医療も含めて調整役みたいな方が鍵になってくるといいますし、合意形成のプロセスを記録するであるとか、夜間や休日の危機対応動線みたいなものも整備が必要と考えます。

私自身もライフワークとして札幌市近郊でそのような現場に関わっているのですが、特に触法障害者への対応というのは、福祉と刑事司法のある種で境界領域みたいなところにおいて、最も困難な課題の一つであると考えています。障害特性が犯罪に与える影響の理解だったりとか、適切な医療福祉サービスへの接続、地域住民の理解促進や被害感情への配慮みたいなことも必要で、あらゆる観点で対応が求められるのです。

そうした制度のはざまにある複雑なケースとしての触法障害者への対応について昨年度までにどのような事例があってどう対応したのか、個人を特定されないように、差し支えない範囲で御説明いただきたいと思います。

また、先ほど重層的支援体制整備事業のお話を御説明いただきましたが、同時に基幹相談支援が今始まっていますけれども、そこであれば、ワンストップに近い支援というのができるのか、この辺りの立てつけみたいなことを御説明いただければと思いますが、いかがですか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

少年院を出所した精神障害のある方が、家庭の問題も抱え行き場所がなく、障害福祉施設に入所しましたが、精神的に安定せず、脱走を繰り返すという問題行動があり、市では保護司、警察などの関係者と連携し、受入先や受入れ施設や就労先の調整などの対応をいたしました。結果的に再犯により再び少年院に入ってしまった事例があります。

基幹相談支援センターは、知識や経験を求められる専門性の高い相談のほか、申請の受付など身近な相談も受け付けており、障害者の総合相談窓口として関係機関と連携を図りながら支援につなげております。

○高橋委員

次に、住居確保の重要性についてお聞きしていきたいと思います。

出所者の場合、住居確保のハードルを下げていくために、例えば公営住宅の活用促進やセーフティネット住宅みたいなものの拡大、家賃債務保証の活用など、緊急一時宿泊の確保みたいな多層的な選択肢を整備することが望ましいと考えます。再犯防止の観点で、住居の確保というのは極めて重要で、住むところが定まらないことで、再犯のリスクは5倍近くにまで膨れ上がるというデータも存在しています。

保証人が必要のない住居確保に向けた支援について、市内における福祉的な住居のリソースがどうなっているのか、御説明いただきたいと思います。

○(福祉保険)福祉総合相談室岩瀬主幹

介護保険や障害福祉サービスなど、既存のサービスでグループホーム等を利用できる方については、そちらの利用の調整を進めております。

また、既存のサービスの利用が難しい方に対しては、私ども福祉総合相談室「たるさぼ」におきまして、生活困窮者自立支援制度に基づきまして、連携する複数の不動産業者の方に依頼いたしまして、保証人不要の住宅を紹介しているところでございます。

○高橋委員

次に、支援の現場において、逮捕されて福祉につながった後に、結果的に障害が判明するケースも少なくないのです。医療につながらずに、障害の有無を判断されていない。つまり、手帳もないし、福祉的な行政サービスを享受していない方が少なくないわけです。それまでの環境に起因して犯罪に至ると考えれば、抜け落ちてしまう方を極力少なくすることも必要と思います。

本人や家族が望むかどうかもちろん関係してくるとはと思いますが、福祉的なサービスにつながる入り口として、手帳の取得の抜け漏れを減らすことが現実的にできるのかどうか、自治体としての意見といいますか、感想みたい

なものも含めてお聞きできればと思うのですが、いかがでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

触法者になりますと、刑務所の施設職員、保護司などサポートする関係者が手帳などの申請を支援することになると思いますが、障害福祉の制度では、本人からの申請に基づいて手帳を交付し、サービスを利用していただくことが基本でありますので、障害の有無の分からない一般の方々に対し、手帳の取得を促すことなどは難しいものと考えております。

○高橋委員

やはり現行の制度でなかなか難しいというのは私も感じているところで、何年か前に、実際に、刑務所に入っている人たちに向けて、障害のスクリーニング検査みたいなことをやったことがあるのです。そのときに手帳を持っていない障害のある方が相当数いらっしゃったという報道も目にいたしまして、やはり課題であるとは思いますが、自治体だけでどうにかできるものではないということは理解しています。

行政へ相談に来たときに、簡易的なスクリーニング体制みたいなものが取れないとか、医療機関への同伴支援みたいなものや、診断書費用の助成みたいなこと、あと意思決定の支援の導入みたいなことで、入り口の段差を低くしていくことがきっと支援から漏れる方をなくする対策となるのではないかと思います。権利擁護の観点からも、もちろん強制はできませんし、同意に基づいて継続的な働きかけの枠組みみたいなものを検討していかななくてはならないかと考えています。これはあくまで意見として申し上げているだけです。

ここで、以前も触れましたが、地域で当事者に最も近い方としての保護司についてです。

保護司は、やはりボランティアな活動でありながら、高度な対応が求められるということ、そして触法障害者に接するに当たっては、障害特性の理解や、危機介入の方法とか関係機関の連携とか、実務的なことをお伝えしていかなければいけないのかと感じます。

触法障害者の対応について、保護司の方々からもどのようにすべきかという声が上がっているというお話も耳にしたことがあります。昨年度までに講習だったり研修のようなことは行われてきていないのか、お聞きしたいと思います。

○(生活環境)青少年課長

昨年度は実施できませんでしたが、今年9月30日に小樽市基幹相談支援センターの管理者を講師に招きまして、障害の種類と障害特性についてというテーマで、発達障害の種類や障害のある方との接し方、相談窓口などについて講習を行わせていただきました。

○高橋委員

理想を言えば、講習みたいなものだけではなくて、何かもう少し踏み込んだロールプレイとか、実践的なガイドラインみたいなものを共有するといったことにまで今後つながっていけばいいと感じています。

次に、地域住民の理解促進という観点です。

再犯防止のためには、やはり地域の理解と協力が必要であると感じています。住民説明や啓発活動みたいなものは、安全の確保と包摂の価値を両立して伝えるということが必要で、具体的な協力メニューを提示することも効果的かと考えます。そうした偏見を減らしていくみたいなことや、トラブルになったときにどうするかみたいなことも地域に対して示していければと思うのです。

小樽市地域福祉計画に包含される再犯防止推進計画であることから地域住民の再犯防止に対する理解や協力も必要だということですが、この点に関して、市としてはどのような御所見をお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

○(生活環境)青少年課長

再犯防止には、職業の安定、住宅の確保が必要となりますが、委員のおっしゃるとおり地域住民の理解は必要であると考えておりますので、社会を明るくする運動などを通して、地域住民への周知をさらに図っていきたく考

えております。

○高橋委員

いろいろな御意見はあろうかと思いますが、今やらなければいけないこととして、安心・安全な地域づくりみたいなことを考えてもやはり重要と思いますので、そこはぜひしっかりと御尽力いただければと思います。

次に、連携体制に関してです。

この連携というのは会議などで会っているかということでもなくて、どう動いているかが評価の軸にあるべきと考えるのですが、そう考えれば、運用の質みたいなものを測る客観的な指標みたいなものが重要であるとも感じます。

関係機関の連携により、支援が円滑に行えるような整備体制に取り組む必要性ということについては、それこそ計画にも関係機関の連携という文言が入っていますので、そこは御認識いただいていると理解はしておりますが、実際にどのように整備されているのかという実効性についてはいかがでしょうか。

○(生活環境) 青少年課長

再犯防止に対しましては、更生保護の主体となっていただいております小樽地区保護司会との連携が重要と考えており、情報交換を行っているところでありますので、今後どういう体制にしていくべきかについて意見を聞いてきたいと考えております。

○高橋委員

再犯防止の取組について、これまでを踏まえて本市としてどうしていかなくてはならないかと考えているのか伺いたと思います。再犯を減らすため、社会への再統合あるいは自立に向けて市ができることをお聞かせいただきたいと思います。

○(生活環境) 青少年課長

再犯防止に向けては、法にもあるとおり、職業の安定や住宅の確保が必要となるため、それらが進むよう地域住民に理解してもらうこと、また複雑化する問題もあるかと思っておりますので、関係する制度を利用できるよう支援を行っていく必要があると考えております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○中村(吉宏)委員

◎看護師養成施設支援資金基金について

最初に、看護師養成施設支援資金基金に関連していろいろ伺っていきます。

まず、この基金の目的について示してください。

○(保健所) 水上主幹

本基金につきましては、看護職員の確保に向けて、市内の看護師養成施設の支援資金とすることを目的として設置したものでございます。

○中村(吉宏)委員

この看護師養成施設は、市内にいろいろあると思います。

当時、具体的にはどういうところを想定してつくったのか、お聞かせください。

○(保健所) 水上主幹

対象といたしましては、小樽市医師会看護高等専修学校が閉校することになってございましたので、小樽看護専門学校についての支援を目的として考えていたものでございます。

○中村(吉宏) 委員

この基金の最初の財源は何で幾らだったのか、お示してください。

○(保健所) 水上主幹

本件につきましては、令和3年6月に元小樽市医師会長の阿久津医師から、看護師養成施設の支援のために頂いた200万円の寄附金を最初の財源としているところでございます。

○中村(吉宏) 委員

金額は後で示します。この基金は毎年積み立てられていると思いますけれども、令和6年度末現在で残高は幾らあるのか、お示してください。

○(保健所) 水上主幹

令和6年度末の残高につきましては、2,001万5,138円となっております。

○中村(吉宏) 委員

この看護師養成施設に関連した費目、令和6年度以前のものも調べましたけれども、歳入に示されている看護師養成施設支援資金基金積立金は、今、御答弁にありました収入済額で令和3年度に200万円、令和4年度に600万円、令和5年度に600万円、令和6年度に600万円という形で、令和4年度以降は600万円ずつ積み立てられてきているのですけれども、この看護師養成施設関連で、資料から把握できるものについて数字を伺います。

まず、看護師養成施設支援資金基金積立金について、初年度に200万円、次年度以降に600万円を積み立てていますが、この次年度以降の600万円に関しては、一般財源からの積立てとなるのか、説明してください。

○(保健所) 水上主幹

先ほど御答弁させていただいたとおり、初年度の200万円につきましては阿久津医師からの寄附でございますが、次年度以降は小樽市医師会から毎年600万円を寄附いただいているものを基金に積み立てているものでございまして、一般財源からの積立てではございません。

○中村(吉宏) 委員

小樽市医師会から頂いているということでありました。

次に、歳出の記載のある費目について伺います。

歳出に関しては、3点ほど看護師養成施設に関連して記載があります。まず、看護師養成施設補助金というのが支出済額で令和3年度に48万円、令和4年度に48万円、令和5年度、令和6年度は記載がないということでありまして、この看護師養成施設補助金というのが何の目的でどこに補助されているものなのか、示してください。

○(保健所) 水上主幹

看護師養成施設補助金につきましては、小樽市医師会看護高等専修学校の運営資金といたしまして、小樽市医師会に補助金を支出していたものでございます。

○中村(吉宏) 委員

次に、今説明していただいたこの補助金について、令和5年度以降は支出されていませんけれども、これは目的が達成されたということなのか、説明してください。確認です。

○(保健所) 水上主幹

こちらにつきましては、補助対象の小樽市医師会看護高等専修学校が令和4年度末で閉校したため、令和5年度以降の支出がないものになります。

○中村(吉宏)委員

この看護師養成施設補助金についての財源はどこから出ているのか、お聞かせください。

○(保健所)水上主幹

財源につきましては、一般財源でございます。

○中村(吉宏)委員

それでは、同じ支出のところの費目なのですが、看護師養成施設運営支援事業費補助金という名目のものがありますが、これも目的とどこに補助されているのか、示してください。あわせて、財源も示してください。

○(保健所)水上主幹

看護師養成施設運営支援事業費補助金につきましては、令和2年度に小樽看護専門学校の運営を支援する目的で収支不足の一部を補助金として、運営法人に支出するものとして創立したことになります。

財源につきましては、一般財源になります。

○中村(吉宏)委員

看護師養成施設運営支援事業費補助金に関連して、令和3年度から令和6年度まで増額してきております。この増額の状況、特に令和5年度から令和6年度は2,000万円近くの増額となっていると。

この金額については、令和3年度が304万7,000円、令和4年度が712万9,000円、令和5年度が2,726万2,000円、令和6年度が4,614万8,000円という金額になっておりまして、まさしく令和5年度から令和6年度までに2,000万円近くの増額になっているのですけれども、理由についてお示してください。

○(保健所)水上主幹

令和3年度以降になりますが、学生数が減少傾向にありまして、さらには令和6年度の学生の募集停止に伴いまして、令和5年度の入学生が最後となりました。以降、学生の減少とともに、授業料等の収入が減少いたしまして、収支不足の部分が増額したことから、補助額も増えているものでございます。

○中村(吉宏)委員

そこで、もう1点伺います。これまで保健所が所管として看護師養成施設、いわゆる看護学校でありますけれども、こういう支援事業をいろいろ行ってきたと思うのですが、今回、我々にも示されている事務執行状況説明書には、こうした事業の実施については記載がないため、どういった事業を行ったのかというのが確認できない状況でありました。

これについて、何か記していない理由などがあれば説明してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○(保健所)水上主幹

御指摘の件につきまして、委員のおっしゃるとおり、これまで特段の掲載はしてきてございませんでした。委員の御指摘を踏まえまして、掲載方法につきましては検討していきたいと考えてございます。

○中村(吉宏)委員

理由をお伺いしましたが、特に理由はなく記載しなかったという状況なのだろうと思うのですが、こういうお金のかかる事業、そして市にとっても重要な事業を実施してきているということであれば、こういう経緯を示していただければよかったのだろうと思います。

今、いろいろお伺いしてきましたが、お話は基金に戻ります。この支援基金の積立てをずっと行ってきたと。先ほど、看護師養成施設、小樽看護専門学校への支援ということで説明を受けたのですが、令和4年度末で小樽市医師会看護高等専修学校が閉校し、そこから繰り上がって入っていくといいますか、小樽看護専門学校が今年度末に閉校を迎えるという状況になっております。

これは一度も繰入等を行っていないということなのなのですが、この基金の意義も失われると思うのですが、ここまで積み立ててある基金の始末については、今後どのように考えるのかお伺いしたいと思いますが、いかがで

しょうか。

○(保健所) 水上主幹

本基金の一部につきましては、小樽看護専門学校の運営費の支援として今年度末に運営費の補助に活用させていただくことで考えております。

一方、残りの一部分につきましては、現在検討中の小樽市立高等看護学院の定員増などに活用する方向で検討してまいりたいと考えております。

○中村(吉宏) 委員

今、御答弁をいただきましたけれども、この基金については小樽市の条例でも示されているということなのですが、お話しいただいた運用を行うことについて条例上は問題ないのか、お示してください。

○(保健所) 水上主幹

条例上は問題ないものと考えております。

○中村(吉宏) 委員

この看護学校をめぐる問題を私もずっといろいろと議論させていただいておりますけれども、小樽市の医療の維持にとっては非常に重要な課題であり、当初、私が准看護師を輩出した後に、小樽市立高等看護学院の看護師を輩出していく2段階のステップというのは、実は小樽市のまちに非常にあったスキームなのだとお話をさせていただいているのですが、この後の状況も注視しながら、また改めていろいろな議論の場でお話しさせていただきたいと思っております。

◎除排雪について

次に、除排雪についてお伺いさせていただきたいと思っております。

令和6年度、本市で除排雪を実施していただいた状況でありますけれども、まず、令和6年度の予算決算に関して伺います。

令和6年度の除排雪、除雪費予算は当初18億5,442万9,000円という金額でしたけれども、決算における予算現額が20億5,442万9,000円と示されています。そのうちの支出済額が19億6,503万8,654円と示されているのですが、当初予算、計画していた金額よりも1億1,060万9,654円多くかかったということです。

この増額分で、主に多くかかったものを具体的に、例えば第1種路線の排雪に多くかかったなどという状況で具体的に示していただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○(建設) 維持課長

多く費用を要したものといたしましては、主なものと、地域総合除雪業務における排雪作業に多くの費用を要している状況でございました。

○中村(吉宏) 委員

ところで予算現額から支出済額を差し引いた不用額というのが8,939万346円ということになります。

一般的な手段で結構ですので、本市で道路除雪を行う場合に、この金額で路線は何キロメートルぐらい対応できるのか示していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○(建設) 維持課長

不用額の約8,900万円で行うことができる作業といたしましては、例えば第1種路線は計画延長が131キロメートルございまして、第2種路線は計画延長が285キロメートルあります。例えば、降雪が15センチメートル見込まれて、第1種路線と第2種路線の全路線で作業を行うと仮定した場合、先ほどの不用額約8,900万円では約5回分の作業を行うことができる金額となっております。

○中村(吉宏) 委員

今、お話がありましたけれども、本市では、除排雪路線について、第1種、第2種路線で具体的な出動基準が示

されている一方で、第3種路線は通常圧雪管理だと、交通障害が発生するときに出動という抽象的な表現になっております。

そこで伺うのですが、本市の第3種路線は、延長が102キロメートルと令和6年度の除排雪計画にも示されていることについて、本計画に書かれている内容で、では、この令和6年度に第3種路線で1度も除雪を行わなかった路線、さらに1回は除雪を行ったという路線、また2回以上除雪を行った路線がそれぞれ何キロメートルだったのかをお示しいただけますでしょうか。

○(建設)維持課長

令和6年度において、第3種路線で1度も除雪を行わなかった路線延長は約63キロメートルございます。

また、1回行った路線延長は約14キロメートル、2回以上行った路線延長は約25キロメートルとなっております。

○中村(吉宏)委員

令和5年度についても同様に示してもらうことは可能ですか。

○(建設)維持課長

令和5年度におきまして、同様に第3種路線で1度も除雪を行わなかった路線延長は約59キロメートル、1回行った路線延長は約12キロメートル、2回以上行った路線延長は約31キロメートルとなっております。

○中村(吉宏)委員

次に、市内の除排雪に関わる事業者に関連してお伺いしたいと思います。

令和6年度から過去5年間を遡って、本市の道路除雪に関わる事業者数を示していただけますでしょうか。

○(建設)維持課長

本市の道路除雪に関わる事業者数についてでございますが、小樽市指名競争入札参加資格者名簿において、道路除雪に登録のある過去5年の業者数で言いますと、令和6年度は39社、令和5年度は38社、令和4年度は39社、令和3年度は38社、令和2年度は38社となっております。

○中村(吉宏)委員

事業者が減少している印象を受けておりましたが、平均して増減は1社程度であることで確認しました。

それでは、貸出ダンプ制度に関連して、まず、令和6年度から過去5年間の利用団体数を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(建設)維持課長

貸出ダンプ制度の利用団体数についてでございますが、過去5年で言いますと、令和6年度は158団体、令和5年度は175団体、令和4年度は194団体、令和3年度は202団体、令和2年度は211団体となっております。

○中村(吉宏)委員

令和2年度からどんどん減少されているということですが、何か要因みたいなものは分析されていらっしゃるのか、あれば示してください。

○(建設)維持課長

貸出ダンプ制度の利用団体が減少している要因として、詳しく調査とかは行っておりませんが、考えられる要因といたしましては、制度利用団体の中で利用人数の減少によりまして、貸出ダンプの費用の調達が難しくなっているということ、そのほか、制度を利用したくても、実施する現場条件やその金額の関係から、積込み業者との契約に至らないといったことが考えられます。

○中村(吉宏)委員

さらに、貸出ダンプについて、利用を希望するけれども制度を利用できなかった団体があれば、どのくらいあるのか、お示しいただけますか。

○(建設)維持課長

貸出ダンプ制度を利用したいが、制度を利用できなかった団体についてでございますが、令和6年度においては、利用できなかった団体はあったものと認識してございます。

○中村(吉宏)委員

除排雪の依頼についてももう少し伺いたいのですけれども、市の道路除雪ですとか、貸出ダンプ以外で個人あるいは地域の数件で、個別に除排雪事業者に依頼を行う場合、近年、事業者が人材不足等で個別案件に対応できないという状況をよく耳にしております。

市では、こうした相談や事業者などの問合せを受けているのか、受けていれば令和6年度から過去3年で件数を示していただけますでしょうか。

○(建設)維持課長

個人や地域の方々から個別の除排雪事業者に関するお問合せを受けることはあるのですが、具体的な件数等につきましては、集計は行っていない状況でございます。

○中村(吉宏)委員

そうした問合せについては、どのように対応してきたのかをお示しいただけますか。

○(建設)維持課長

除排雪事業者に関するお問合せがあった際の対応についてでございますが、市から特定の事業者を紹介することはできませんが、例えば、貸出ダンプ積込登録業者一覧表を市のホームページに掲載しておりますので、そちらを参考にさせていただくことを提案させていただいております。

○中村(吉宏)委員

貸出ダンプの積込み事業者たちも人手不足で対応できなくて、電話してもなかなかというところがちらほらと伺っているので、今後の課題と思います。

さらに質問を進めますが、除排雪全般について本市に寄せられた苦情の件数を過去3年分示していただけますか。

○(建設)維持課長

冬期間における市民の皆さんから寄せられる除排雪に関する件数についてでございますが、過去3年でいいますと、令和6年度は2,170件、令和5年度は2,625件、令和4年度は2,292件となっております。

○中村(吉宏)委員

令和6年度の件数は少し落ち着いたやにも見えますけれども、そうでもないのでしょうか。

この苦情件数についてですが、主にどのような苦情が多かったと分析しているか、示していただけますでしょうか。

○(建設)維持課長

令和6年度に多く寄せられたものについてでございますが、降雪があったので除雪してほしいや、ガタガタ路面を解消してほしいなどの除雪依頼に関する声が多かったと認識しております。

○中村(吉宏)委員

そうしたお声は、改善策を検討されて、その後の対策などに盛り込まれていっているのかを示していただけますか。

○(建設)維持課長

令和6年度の地域総合除雪業務におきまして、除雪ステーションの業者が所有する除雪グレーダーが故障したことによって、一部幹線道路の路面生成作業を十分に行うことができず、ガタガタ路面の解消ができない事態が発生しておりました。

このことから、令和7年度から地域総合除雪業務における再委託要件の緩和を行い、例えば代替機械の確保が困

難な除雪機械の突発的な故障等により仕様書に定める除雪作業等の水準が維持できない場合など、市が特別の理由があると認め、これを承諾した場合は、これまで認めておりませんでした地域の共同企業体構成員の除雪業者に再委託できるよう要件の緩和を行うことを委託の仕様書に盛り込んだところでございます。

○中村(吉宏)委員

また質問が少し変わりますが、令和6年度というのはいろいろと変更があったと記憶しております。特に電話受付方法が、令和5年度まで24時間対応していたものが午前8時から午後6時までになりました。

夜間は留守電対応ですとか道路・除雪通報サービスによるメール対応で、いずれも翌朝以降に対応したということだったのですけれども、令和6年度はこの移行によって苦情はなかったのか、あれば件数などを示してください。

○(建設)維持課長

令和6年度に行いました除雪ステーションでの夜間受付方法を変更したことによる市民の皆さんからの苦情はなかったと認識しております。

○中村(吉宏)委員

また、例えばこの変更によって深刻な問題、道路が通行不能であり生活に支障が出たなどという重要な通報というのはいなかったのかどうか、示してください。

○(建設)維持課長

夜間受付方法の変更によりまして、深刻な問題や生活に支障が生じたなどの通報はありませんでした。

○中村(吉宏)委員

さらに、昨年度は除雪ステーションの担当区域にも変更があったということでもありますけれども、内容と理由について示してください。

○(建設)維持課長

除雪ステーションの担当区域の変更の内容につきましては、これまで除雪第6ステーションが担当する区域であった緑地区や最上地区、富岡地区の一部におきまして、除雪第2ステーションが担当する区域に変更したものであります。

変更した理由につきましては、除雪第6ステーションの区域は、主に中心市街地であり、商業施設や観光地が密集し、他の地域と比べて交通量が多いため、令和5年度の大雪などにより区域内の除排雪作業に遅れが生じておりました。このため、除雪第6ステーションの一部地区を隣接する除雪第2ステーションへ編入することによって、除雪第6ステーションの作業量を軽減し、除排雪作業の遅れの改善を図りたいと考えたものであります。

○中村(吉宏)委員

この変更について周知はどのように行ってきたのか、また、この間市民に混乱はなかったのか、お示してください。

○(建設)維持課長

区域変更の周知につきましては、11月中旬に開催しました除雪懇談会で説明するとともに、除雪日より、広報おたる、市ホームページのほか、FMおたるの番組「明日へ向かってスクラムトライ！」や小樽市公式LINEなどで幅広く周知を行ったところであります。

また、変更によっての市民の混乱につきましてはなかったものと認識しております。

○中村(吉宏)委員

令和6年度に進めてこられた除排雪事業に関連して、大方いろいろ確認させていただきましたけれども、予算に対して、補正予算を組んで、不用額が出たところで、その不用額分があれば第1種路線プラス第2種路線、400キロメートル近くを約5回分除雪できると伺った反面、令和6年度、令和5年度、第3種路線については1回も除雪が入らなかったところが、令和6年度でいけば約63キロメートルの路線延長があったのだと。このキロメートル数を見ますと、1回ぐらいは入れていただけそうなのではないかという想像しながら、今日、答弁を伺っていたところ

であります。要するに、住民の不満解消というか、1回でも入ってくれる安心感と1回も来ない不安感の差はやはり大きいのかとお伺いしました。

一般的なお話になりますが伺います。昨年度の状況を、いろいろ見直しを行った点というのがありましたけれども、これからまた冬も来ますが、最終的に、何か全般的に見直しを行ったという点があれば総合的に示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(建設)維持課長

令和6年度の状況から見直しを行った点につきましては、先ほどもお話しさせていただきました地域総合除雪業務における再委託要件の緩和を行いまして、突発的な除雪機械の故障など不測の事態に対応するため、市が特別な理由があると認めた場合はこれを認めて、これを承諾した場合は、これまで認めていなかった他地域の共同企業体構成員の除雪業者に再委託ができるような要件の緩和を行ったところでございます。

また、貸出ダンプ制度の市民の皆さんへの周知についてなのですが、例年より1か月早い、10月上旬から周知を行って、制度を利用したい団体と積込み登録業者との調整を行う期間を長く設けることで、この制度利用の促進を図りたいと考えております。

○中村(吉宏)委員

いろいろと検討していただいている、特に貸出ダンプを利用したいけれどもできない業者とのマッチングの部分もしっかり進めていただけるということでありました。

近年の降雪の傾向として、降らないときは降らない、降るときはもう一時的に大雪が降って、市内の交通が混乱するのがここ数年続いている事象と思います。その大雪が降るのもいつのタイミングが分からないというのもまた悩ましいところであると思いますが、どうか引き続き、市民の皆さんの冬の安全・安心を守っていただくために御尽力いただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

みらいに移します。

○中村(岩雄)委員

◎ふるさとまちづくり協働事業について

まず、ふるさとまちづくり協働事業について質問いたします。

この事業は、市民との協働により、個性豊かなふるさと、まちづくりに資することを目的とした取組とのことでありますが、これらの実績、課題、費用対効果について何点か質問いたします。

まず、事業採択数と成果の検証について伺います。

令和6年度に採択された事業数と総事業費をお示ください。そのうち、年度内に成果報告が完了した事業はどの程度あったのか、また、成果が思うように上がらなかったという報告を受けた団体はあったのか、あれば、どのような理由によるものだったのか、お聞かせください。

○(生活環境)角澤主幹

令和6年度に採択された事業は10件でございまして、令和6年度の団体への補助分と案内文書発送等に関わる事務経費を合わせた、ふるさとまちづくり協働事業推進経費としての総事業費の決算額は277万2,175円になっております。

また、各団体の事業につきましては、年度内に完了することが条件でございますので、採択された全ての10団体から事業終了後に実績報告書が提出されているほか、学識経験者等の審査員で構成する事業報告会においても団体から事業結果の報告を受けてございまして、ここで事業の達成度や効果、次年度以降の事業実施に向けての改善点などの意見交換も行われておりまして、いずれの事業においても一定の効果があったものと考えております。

○中村(岩雄)委員

順調ということですね。

次に、市民との協働の状況について伺います。

本事業は、市民との協働による事業であることが要件になっていると思いますが、令和6年度に採択された事業のうち、新規事業との継続事業の内訳を示してください。また、行政との役割分担や連絡調整に課題があった場合、どのように改善を図ったのか伺います。

○(生活環境)角澤主幹

事業の内訳でございますが、新規事業は6件、継続事業は4件でございます。

また、行政との役割分担や連絡調整についてです。まず、本事業は個性豊かなふるさとづくりを進めるため、主体的に行うまちづくり活動を応援するための事業であり、市は実施する団体に対し、助成金を交付する制度であります。このため、団体は事業実施に向けて自主財源も含めた予算を確保し、事業のPRを積極的に行うこと。一方、市は活動を支援するために助成金を交付し、市のホームページでも各事業の内容を発信してございます。また、事業実施に当たっては、各団体とは採択通知の際、あるいは事業実施の前後、また事業報告の際に連絡や確認が必要な事項について連絡調整を行っております。

○中村(岩雄)委員

次に、財政支援と費用対効果についてです。

令和6年度に交付した補助金総額と、1事業当たりの平均額をお示しください。また、事業実施に対する市民満足度やどれだけ地域での課題解決につながったのかという観点から、費用対効果をどのように評価しているのか伺います。

○(生活環境)角澤主幹

令和6年度に交付した補助金の総額は273万2,803円でありまして、採択した10事業の金額で申しますと、約27万3,000円になります。

また、費用対効果につきましては、選考の段階で公益性や発展性、先駆性、効果といった観点から審査いたしまして、採択しているほか、先ほども答弁いたしましたが、事業終了後には事業報告会を行い、事業の改善点も協議しておりますことから、効果の大きさには違いはあるかもしれませんが、いずれの事業もまちづくりに寄与しているものと認識しております。

○中村(岩雄)委員

それでは、事業の持続可能性についてです。

協働事業は1団体につき3回までとの条件があるとはいえ、中には単年度で事業が終わるものもあろうかと思うのですが、令和6年度に採択された事業のうちで、翌年度以降も継続が見込まれるものはどの程度であったのか、また、事業の持続可能性を高めるための支援の方法があればお聞かせください。

○(生活環境)角澤主幹

令和6年度で採択しました事業のうち、令和7年度も継続して採択となっているものは8事業となっております。

また、各団体の事業の継続に向けては、選考委員会の委員から事業展開に当たって公益性をどのように高めるとよいか、あるいは次年度以降に向けてどのように工夫するとよいかといった助言をいただき、次年度の改善に結びつけていることや、市民の皆様にも事業を知っていただくために、市のホームページ等から各事業の発信を行って

るという状況でございます。

○中村(岩雄)委員

それでは、市民への情報公開と透明性についてです。

ふるさとまちづくり協働事業の成果や課題について、市民にどのように公開しているのか伺います。

○(生活環境)角澤主幹

本事業の成果や課題につきましては、各団体から事業の達成度、効果、また事業に対する評価、今後の事業実施に向けた考え方などを記載した実績報告書を提出いただいております、その報告書を市のホームページで公開している状況でございます。

○中村(岩雄)委員

◎地域包括ケアについて

次に、地域包括ケアについてです。

まず、相談件数と対応体制についてですが、福祉総合相談室地域包括ケアグループに伺っていきます。

令和6年度に地域包括支援センターに寄せられた総合相談件数とその内訳を示してください。

それから、令和5年度からの相談件数の増加に対して、職員体制や専門職配置は十分であったのか、課題をどのように認識しているのか伺います。

○(福祉保険)福祉総合相談室太田主幹

令和6年度に地域包括支援センターに寄せられた総合相談の件数は5,132件で、内訳としまして介護保険その他の福祉サービスに関するものが5,077件、高齢者の権利擁護に関するものが55件となっております。総合相談件数は、前年度より625件増加しておりますけれども、専門職など相談に対応できる体制は整っております。

なお、相談内容ごとに対応に要する時間に違いがありますので、相談が重なった場合の対応や、負担の問題がありますが、各センターにおいて職員間で業務分担するなどして対応しております。

○中村(岩雄)委員

次に、高齢者の虐待防止、それから権利擁護の取組についてです。

地域包括ケアグループの重要な役割である高齢者虐待防止について、令和6年度に対応した事例数と、その後の支援体制を示してください。それから、課題として浮かび上がった点があれば伺います。

○(福祉保険)福祉総合相談室太田主幹

令和6年度に高齢者虐待で対応した事案は、月別の対応で延べ75件、事例ごとに関係する専門職と情報を共有しまして、虐待の状況の解消、再発防止に向けた支援を行っております。

また、虐待に当たるかどうかについて高度な判断を要するなどの課題がありますが、関係者間で情報共有し、慎重に判断するなど連携して取り組んでいるところです。

○中村(岩雄)委員

次に、多職種連携、それから地域ネットワークの取組についてです。

在宅医療介・護連携推進事業の令和6年度の取組について、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室洪間主幹

医療と介護の専門職を対象とした多職種連携に関する研修会を開催するとともに、市民を対象に終末期の医療を考える講演会を開催しました。また、多職種交流会や取組の企画会議などを通じて、顔の見える関係づくりを行い、在宅で高齢者を支える連携体制の推進を図ってまいりました。

○中村(岩雄)委員

では、介護予防事業の成果と課題についてです。

地域版介護予防教室の取組について、令和6年度の参加者人数と、参加者人数が減っているのであれば要因を伺

います。

○(福祉保険)福祉総合相談室洪間主幹

令和6年度の参加者人数については、延べで言いますと1万572人で、参加者人数が減っているかにつきましては、前年と比較し1,000人ほど増加しております。

○中村(岩雄)委員

それでは、認知症施策の進捗についてです。

認知症初期集中支援チームの稼働実績を伺います。そして、令和6年度に支援を行った件数と支援の課題は何かをお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室洪間主幹

支援件数は1件で、専門職の確保はできており、支援に関するマニュアル等も作成され、支援体制も整備されていることから、課題等は特にありません。

○中村(岩雄)委員

順調にいらっていると。

それでは、地域ケア会議の開催と成果についてです。

地域ケア会議は、令和6年度に何回開催され、どのような課題解決につながったのか。それから、会議での議論が実際の支援にどう反映されたのか、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室太田主幹

令和6年度は個別課題解決に向けた地域ケア会議を合計33回開催しておりまして、重層的支援が必要な方や必要なサービスにつながっていない方などの課題解決につながっております。

事案ごとに関係する専門職など多職種が課題を共有しまして、支援策について議論、検討することで必要な支援の気づきにつながるとともに、解決に向け連携して取り組む関係の構築につながっております。

○中村(岩雄)委員

次に、人材確保と専門職研修についてです。

地域包括支援センター職員の人材確保状況について、令和6年度に研修を受けているとは思いますが、職員の専門性の維持向上に向けた課題があれば、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室太田主幹

地域包括支援センターの運営は委託業務でありまして、必要となる人員も確保されております。職員の専門性の維持向上に向けた課題は、専門職としての職員個人のスキルアップ、センター職員としての業務対応の平準化、双方に対応できる人材の育成となります。

○中村(岩雄)委員

次に、市民への周知、利用促進についてです。

高齢者全般の相談窓口が市民に十分認知されているのか、令和6年度に行った広報活動の実績を伺います。それから、利用が進んでいない層へのアプローチ方法についてお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室太田主幹

令和6年度の広報活動につきましては、各センター担当圏域の町内会への広報誌の回覧、老人クラブや民生・児童委員の会合、地域版介護予防教室への訪問活動のほか、地域のイベントなどを通じてセンターの役割について周知を行っております。

高齢者に限らず家族や地域住民など幅広い世代へ周知することによりまして、相談窓口として認知され、結果として相談件数の増加につながっているものと考えております。

○中村(岩雄)委員

地域包括ケアシステムの推進に向けた課題についてです。

令和6年度の実績を踏まえて、地域包括ケアシステムの推進に向けた最大の課題は何かお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室太田主幹

地域包括ケアシステムの推進には、医療、介護などによる多職種による専門的な支援や地域住民による日常的な支え合いが必要となりますが、そのための情報共有と連携に向けた関係づくりが課題と考えます。

○中村(岩雄)委員

問題、課題も大変複雑化しておりますし、市民ニーズも多岐にわたっております。それにきめ細かく対応していくのはもう大変なことだと思いますけれども、小樽市というまちに対しての、そして市民に対しての愛と情熱をこれまでも増して持ってどうか取り組んでいただきたい、頑張ってくださいと思います。

◎令和6年度小樽市病院事業会計決算について

次に、令和6年度小樽市病院事業会計決算から何点かお尋ねしたいと思います。

小樽市立病院は令和6年3月に北海道から地域医療支援病院に承認されました。これは、後志医療圏では初めての承認であり、地域の医療機関も含めて、この後志圏域の住民が安心できる医療を守るために、中心的な役割を担う立場の基幹病院なのだということを強く感じたわけであります。

小樽市は毎年2,000人ずつ人口が減っておりますけれども、北海道が公表しております高齢化率を見ると、令和7年には41.9%に上昇しており、少子高齢化が進行していることが分かります。今後さらに高齢者の割合が高まると予想され、必要な医療を地域で完結したいという市民需要は高まるものと考えております。

市民にとって、基幹病院である小樽市立病院が、赤字経営ということでは、いつかなくなるのではという不安を抱えても不思議ではないと思います。もちろん、全国のほとんどの病院が赤字経営ということは承知しています。しかし、そうならない努力は必要ではないかと考えます。

そこで、小樽市立病院の令和6年度決算について伺っていきます。

まず、収益的収支において、入院収益や外来収益といった医業収益は前年度比で増加した一方、給与費や材料費といった医業費用も大幅に増加し、結果として純損益は赤字額が拡大しています。この収支構造をどのように総括しているのか伺います。

○(病院)経営企画課長

令和6年度の病院事業会計決算における収支構造につきましては、医業収益は前年度を上回りましたが、大幅な医業費用の増加をカバーできず、赤字額が拡大する結果となりました。

少し具体的に見てまいりますと、収益面では、救急車受入件数の減少や入院患者の平均在院日数の短縮、感染症の院内アウトブレイクの発生等により、入院延べ患者数が減少したことに加え、費用面では、給与費が大幅に増加し、材料費や経費の高止まりが継続していることにより、全体的に収益性が低下したことが主な要因であると考えております。

○中村(岩雄)委員

令和6年度の入院外来患者数は前年度比で減少しましたが、診療単価は上昇しております。この単価上昇が収益増に寄与していると思います。

患者数の減少の要因についてどのように分析しておりますか。また、単価上昇の要因についてどのように分析しているのか伺います。

○(病院)経営企画課長

入院、外来いずれも新規患者数は増加いたしました。延べ患者数が減少しました。外来患者については、紹介制を導入し、紹介、逆紹介を進めた結果、一例としましては、薬の処方のみで受診していた患者が減り、急性期医

療を必要とする新規患者が増加しました。一方で、医師の退職であるとか、診療科によっては、民間のクリニックへ患者が流れているということも聞いておりますので、結果的に外来延べ患者数は減少いたしました。

また、入院患者についても、医師の退職による救急患者受入れ体制の変更等があり、救急搬送件数が減少したことや患者の平均在院日数が短縮したことなどによって、延べ患者数が減少したものと考えております。

単価上昇の要因としましては、診療内容の高度化や紹介、逆紹介を進めたことで、重症度の高い患者の比率が増したことによるものと考えております。

○中村(岩雄)委員

それでは、医業費用が前年度比で大幅に増加しています。

特に給与費や薬剤費、それから診療材料費の増加が顕著ですが、まず、薬剤費と診療材料費の増加の背景をどのように分析していますか。

それから、給与費の増加は、人材確保のためか、残業増による時間外勤務手当の増加によるものかなどの詳細をお聞かせください。

○(病院)経営企画課長

給与費や薬剤費、診療材料費等が増加している背景は、複数の要因が複雑に絡み合っているものと考えております。

まず、薬剤費や診療材料費の増加要因については、がん治療などに使用する高額な新薬が増加していることや手術件数の増加に伴って、診療材料の使用数量が増加したことが挙げられます。また、診療材料は海外メーカー品も多いため、円安の影響を受けて、仕入価格が上昇していることも背景として挙げられると考えております。

また、給与費の増加については、人事院勧告による正規職員の給与引上げと、新たに始まった会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が大きく影響しております。正規職員の基本給の引上げに伴い、時間外勤務手当や期末勤勉手当、退職給付費、法定福利費などにも影響いたしますので、給与費全体として増加となったものです。

○中村(岩雄)委員

それでは、薬剤費や診療材料費の増加はもう全国的な課題だと思いますけれども、小樽市立病院としてどのようなコスト管理、在庫管理を行っているのか、お聞かせください。

○(病院)経営企画課長

薬剤や診療材料のコスト管理としては、仕入価格の適正化を行っております。診療材料については、共同購入に参加してコスト削減に努めていますし、定期的に卸業者と価格交渉を行ったり、同じ機能、性能でより安価な材料に変更するなどの取組を進めております。薬剤の仕入れについても、卸業者との価格交渉を行うほか、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品のシェア率を高め、コスト削減に努めているところです。

また、在庫管理についてですが、診療材料や消耗品などは院内に常駐し、発注、保管供給など院内の物流業務を請け負うSPD受託業者が在庫管理を行い、また、薬剤については薬剤部が棚卸しにより在庫管理を行うほか、医薬品管理システムを導入して、薬剤の在庫や入出庫状況を自動管理し、薬剤の期限切れによる廃棄を減らす取組を行っております。

○中村(岩雄)委員

病院がコストや在庫管理に注力されているという点は承知いたしました。

そのようなコストなどの管理と並行して、持続可能な病院経営を推進していく上では、職員の働き方改革の推進も不可欠な経営課題であると認識しております。職員給与費の増加は、人材確保のための処遇改善とも考えられます。

同時に、人材確保や人材の流出を防ぐためには、働きやすい病院であることも求められますが、令和6年度において、働き方改革として具体的にどのような取組を実施したのか、お聞かせください。

○(病院)事務課長

働き方改革に関する取組といたしましては、当院には院内の職員で構成する働き方改革検討委員会がございます。令和6年度の取組といたしましては、電子問診票の導入による業務効率化やスマートフォンの導入などの医療DXを活用して、病院全体に係る働き方改革を推進しております。

○中村(岩雄)委員

それでは、働き方改革につながる部分もあると思いますが、外来患者の待ち時間対策や診療効率の改善に向けた取組はどのように進めていますか。ICTの導入や予約システム改善など実績があれば、いま一度お聞かせください。

○(病院)事務課長

先ほど、当院の働き方改革検討委員会において、電子問診票の導入による業務効率化についての協議を行ったことを説明いたしましたが、外来患者の問診にかかる待ち時間の減少につながることで、職員負担の軽減の両方を満たすことができることから委員会で導入を決定いたしました。

導入は今年度からとなっており、現在、小児科において導入を開始し、その成果を確認しつつ、順次診療科を拡大する予定です。

○中村(岩雄)委員

小樽市立病院は、地域包括ケアの中核を担っております。

令和6年度における在宅医療、介護との連携はどのような状況になっていますか。特に退院支援や地域連携パスの活用状況についてお聞かせください。

○(病院)患者支援センター主幹

小樽市立病院における退院支援につきましては、当院での急性期治療を終えた患者について、今後もリハビリや療養が必要な場合には、定員調整を行っているほか、患者が一日も早く元の生活に戻れるよう、地域包括支援センターやケアマネジャーなどの地域の関係機関とも連携しまして、多職種カンファレンスを開催しており、患者がお住まいの地域で安心して暮らせるよう支援しております。

また、在宅医療が必要となる患者には、訪問診療や往診に対応可能な医療機関と連携して対応するなど、地域の医療機関との連携を密にしており、乳がん地域連携パスや脳卒中地域連携パスなども活用しながら、地域の医療機関が一体となって支援してございます。

○中村(岩雄)委員

それでは、令和6年度の一般会計からの繰入金は前年度より増加しています。

大変難しいことかもしれませんが、そもそも、繰入金に依存しない経営体質を目指すことはできるものなのでしょうか。また、繰入金の考え方についても確認しておきたいと思います。

○(病院)主幹

自治体病院の経営に要する経費は、救急医療に要する経費など一般会計が負担するべきものについて地方公営企業法などに定められており、一般会計との負担区分を前提とした独立採算制が原則となっておりますので、一般会計からの繰入金を控除しない病院経営を目指すことは難しい状況であると考えております。

一般会計からの繰入金については、総務省が毎年度、繰出金の基準に関する考え方を市町村に対して示しており、これに沿って項目ごとに金額を算出して病院に受け入れることを基本としております。

なお、総務省が示す繰出金の基準に関する考え方に沿った一般会計からの繰入金の一部について、国は地方交付税等において考慮するものとされております。

○中村(岩雄)委員

総務省ですけれども、先日の新聞報道でもありました自治体などが経営する公立病院事業全体の令和6年度の経

常収支は、物価高騰と職員給与費の引上げにより過去最大の赤字額となり、赤字となった病院の割合も約83%と過去最大とのことで非常に厳しい経営状況であることが分かります。

そこで、令和6年度決算を踏まえて、小樽市立病院として赤字額拡大という厳しい状況をどう打開していくのか、令和7年度以降の経営改善策を伺っておきます。

○(病院)主幹

経営改善の取組としましては、令和5年3月に小樽市立病院経営強化プランを策定し、この実行計画に基づき取組を進めているところです。診療報酬が抑制されている現状において、人事院勧告による給与費の増加や、物価高騰による影響など非常に厳しい経営環境ではございますが、経営改善策としましては、地域医療支援病院としての役割を果たし、地域連携の強化による患者の紹介、逆紹介などを通じた集患活動の推進や診療材料費をはじめとする経費の抑制などを引き続き着実に進めてまいります。

○中村(岩雄)委員

それでは、今後も赤字額をできるだけ減少するように努めていただくことに期待いたします。

◎空き家対策について

次に、空き家対策についてです。

令和6年度の空き家対策関連経費は970万円が計上され、決算額は767万2,873円、執行率は約79%でした。

まず、執行率が約8割にとどまった背景には、所有者不明や手続の遅れなどがあったのでしょうか、お聞かせください。

○(建設)松原主幹

不用額が発生した主な要因としましては、所有者不明や手続の遅れがあったものではなく、特定空家等除却事業による入札差金によるものが大きく、そのほか、特定空家等住宅除却費助成事業費で、予想より1件減ったことが主な要因であります。

○中村(岩雄)委員

そこで提案なのですけれども、今後は年度途中で執行見込みを点検して、柔軟に予算執行を行うような対応を検討できないのでしょうか。御意見をお聞かせください。

○(建設)松原主幹

空き家対策関連の経費で大部分を占めているのが空き家の解体に係る経費となりますが、こちらにつきましては、国の補助金を活用して事業を行っており、前年度から国へ補助の要望を行い、手続を行っていることから、柔軟な予算執行は難しい状況であります。

○中村(岩雄)委員

それでは、特定空家等の除却助成は、当初見込み10件に対し、実績は9件でした。

申請件数が10件に到達しなかった要因は何でしょうか。

○(建設)松原主幹

申請は10件ありましたが、申請者のやむを得ない事情によるものがあり、1件取下げとなっております。

○中村(岩雄)委員

それでは、市民への周知や相談体制を強化すれば、より多くの危険空き家の解消につながるのではないかと考えますけれども、いかがですか。

○(建設)松原主幹

危険な空き家の解消につきましては、所有者や相続人の方に御対応いただくことになり、ある程度の費用も必要となることから、市民への周知や相談体制の強化を行ったとしても、時間がかかるものと考えております。

このことから、市としましては、今後も固定資産税の納税通知書に空き家のチラシを同封するなど、危険な空き

家の状態になる前に所有する建物について考えていただくことや、小樽市空き家等流通プラットフォームなどを活用しながら、空き家の管理に対する意識を醸成していただきたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

令和6年度に危険空き家などで、市の対応として指導、助言を行った件数、それから改善、除却に至った件数は何件でしたか。

○(建設)松原主幹

まず、指導、助言を行った件数につきましては、口頭や臨戸訪問などによる軽微な指導、助言を除き、文書による指導助言した件数としましては183件ありました。

次に、改善、除却に至った件数につきましては134件ありました。

○中村(岩雄)委員

一定の成果は評価できます。

ただ、改善に至らなかった案件については、地域や関係団体と連携したフォローアップを強化できないのでしょうか、お聞かせください。

○(建設)松原主幹

空き家に関する情報について、地域の皆様や町内会の方から情報をいただいて、解決に向けて業務を行っておりますが、そのほかにも空き家に関する六つの業界団体と協定を結び、御協力いただいているところであります。

今後につきましては、関係する団体と一層の連携を図り、空き家問題の解決に努めてまいりたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

所有者不明や相続未登記の空き家の件数は把握されていますか。

○(建設)松原主幹

空き家に関しては、全ての物件について所有者不明や相続未登記といった情報は把握しておりません。

○中村(岩雄)委員

所有者特定に時間がかかることは課題と思います。

法務局や司法書士会との連携をさらに強めて、解決のスピードを上げる工夫を検討していただきたいと思いますが、見解を伺います。

○(建設)松原主幹

札幌司法書士会とは、空き家業務に関して協定を結び、御協力いただいているところでありますが、所有者を特定するには、他の自治体への照会を何度も行う必要があります、このことについては時間を要しております。ほかの自治体への照会は速やかに行うこととしており、住基ネットの整備により、以前よりスピードアップが図られていることもあることから、今後も早期の解決が図られるよう対応していきたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

北海道で行っている北海道空き家情報バンクの登録件数、成約に至った件数は把握されていますか。

○(建設)松原主幹

令和6年度の小樽市内の物件における登録件数としましては4件あり、そのうち成約に至った件数は1件であります。

○中村(岩雄)委員

最後に、空き家バンクなど成約率を高めることはもう空き家問題を解決する上でも必要と思いますが、移住希望者や事業者とのマッチングを強化し、あるいは成約率を高める工夫を取り入れるお考えはあるのか。

それから、それを踏まえて、建設部として空き家対策の成果と課題をどう総括しているのか、特に次年度に重点

を置く改善点を市民に分かりやすく示していただきたいと思います。

○(建設)松原主幹

空き家バンクは北海道が実施しておりますが、本市に存在する物件の一部であります。登録に必要な情報を提供させていただいており、仲介業者がない場合は、本市が所有者と購入希望者のマッチングのお手伝いをさせていただいており、今後も小樽市空家等流通プラットフォームなども活用し、少しでも御成約してもらえるようサポートしていきたいと考えております。

また、固定資産税の納税通知書に同封されている空き家のチラシなどにより相談件数が増えているなど、一定の成果が現れている一方で、空き家に関する改善や解体などは所有者が亡くなっている場合は相続人の方に行ってもらうことが前提となり、解決には時間を要することが課題であると考えております。

本市で行っております様々な取組を通じて、空き家問題の解決が成果として表れるよう、今後も粘り強く業務を行っていききたいと考えております。

また、次年度につきましては、現状の取組を推進するとともに、国の動向や他都市の状況などを注視し、次年度に行う空き家計画の改定の中で、改めて対策について検討していきたいと考えております。

○白濱委員

◎墓地について

墓地について質問させていただきます。

令和6年度各会計決算説明書によりますと、墓地使用料は381万9,750円です。

一般墓地、合同墓、それぞれお知らせを願います。

○(生活環境)戸籍住民課長

墓地使用料についてですが、一般墓地は78万9,750円、合同墓は303万円となっております。

○白濱委員

2年前にお伺いしたときには、合同墓の割合が約73%でありましたが、今ざっと計算しましたら、80%ほどありますので、合同墓の比率が増えていることが分かりました。

令和6年度事務執行状況説明書によりますと、合同墓の使用許可申請が282件と、平成24年に完成以来13年間ほぼ右肩上がりで申請件数が増加しております。

合同墓につきましては、当初3,000体、拡張部分で3,000体の合計6,000体の埋蔵が可能であるとお聞きしておりますけれども、市民の需要はまだ相当数あるように思われますので、現在の空きはどれくらいで、このまま推移すると、空きがなくなるのはいつ頃と予想されているのかをお知らせ願います。

○(生活環境)戸籍住民課長

現在の空きにつきましては、拡張部分も含め6,000体の埋蔵が可能であるところ、令和7年9月30日時点の埋蔵数の累計は、申請分も含め5,671体でありますので、約330体分が空きとなっております。

いつ頃に空きがなくなるかの想定につきましては、近年の埋蔵状況から勘案しますと、来年の夏頃と予想しております。

○白濱委員

約1年後には空きがなくなるという想定であることが確認できました。

それで、合同墓の使用要件の一つには、市営墓地の使用者で当該墓地に納められている焼骨を改葬し、その墓地を返還することがあります。

小樽市内には、現在14の墓地があります。いわゆるお墓じまいの傾向を知る上でお聞きしてまいります。

事務執行状況説明書から集計したところ、合同墓の使用許可申請件数は令和2年度からの5年間で合計1,143件、

同じく改葬許可申請件数が合計995件、同じく墓地返還届が710件、同じく墓地使用許可申請が合計83件、もう一つ同じく墓碑等着工届が合計768件でありました。この中身について、確認の意味も含めてお聞きします。

まず、墓地使用許可申請とは、一般墓地を新規に使用、取得することなのかどうか、伺います。

○(生活環境) 戸籍住民課長

墓地使用許可申請とは、一般墓地の新規の使用に係る許可申請であり、使用しなくなりましたら返還いただきますので、取得ということではありません。

○白濱委員

次に、墓碑等着工届については新規に墓地を建立するものなのか、あるいは建て替えや修繕なのか、あるいは撤去なのか、また、墓碑等とあるので、そのほかに何か含まれているのか伺いたいと思っております。

また、768件のうち、新規墓地建立件数をお聞かせいただきたいと思えます。

○(生活環境) 戸籍住民課長

墓碑等着工届につきましては、墓碑を建立、改修、撤去する際に提出いただいております。また、墓碑以外のものにつきましては、区画内に設置したブロック塀や出入口の階段といったものであり、こういったものにつきましても墓碑の場合と同様に届出をしていただくこととなっております。

次に、令和2年度から令和6年度までの墓碑等着工届の合計768件のうちの新規墓碑建立件数は82件です。

○白濱委員

新規の墓碑建立件数が82件と分かりました。

墓碑等着工届についても一つ聞いておきたいことは、令和2年度からの5年間で768件、それ以前の5年間では94件でありますから、前後の5年間で、なぜ墓碑等着工届が8倍以上も増加したのか、お示し願います。

○(生活環境) 戸籍住民課長

以前、墓碑等の工事の際、隣の区画の構造物に損傷を与えたといったことがあり、墓碑等の工事状況把握のため、令和2年度以降は建立以外の回収、撤去の場合も届出の提出を強化したためであります。

○白濱委員

申請の内容が変わったということで、よく分かりました。

次に、この数値から、改葬許可申請は1焼骨について1申請なのかどうか、確認の意味も含めてお聞かせください。

○(生活環境) 戸籍住民課長

御遺骨を別の場所に移す際に提出いただく改葬許可申請は、複数の御遺骨を移す際であっても、同一の場所から改葬先が同じ場所であれば、申請は1件でよろしいです。

○白濱委員

複数抱えている遺族にとってはとてもありがたいことだと思います。

集計数値から見て、この合同墓への改葬の傾向について、平成24年度から令和6年度までの数値をお示しいただきまして、どのように捉えているのかをお伺いしたいと思います。

○(生活環境) 戸籍住民課長

合同墓への改葬の傾向についてですが、合同墓を開設した平成24年度から令和6年度末までの合同墓へ埋蔵した御遺骨の数を申し上げますと合計で5,108体であり、内訳として、市営墓地からの改葬は1,941体で約38%、市内寺院からの改葬は1,483体で約29%、続いて自宅などに保管されていた御遺骨の埋蔵は1,333体で約26.1%、他市町村の墓地などからの改葬は351体で約6.9%であります。

これらの数値のとおり、改葬を契機に合同墓に御遺骨を移す場合が多いことから、お墓じまいの際に合同墓を使用する御遺族が一定程度いるものと推測されます。

○白濱委員

今、御丁寧に説明を受けまして、その中で御自宅に焼骨を安置されている方からの需要もあるということで、恐らく費用の安さや管理の手間がかからない点が注目されているのだと思いました。

これまで、数値から、お墓じまいから合同墓の傾向についていろいろお聞きいたしました。合同墓に対しましては、市民のニーズはとても高いように感じました。

また、現在の合同墓の空きがなくなる予想もお伝えいただきましたので、今後も合同墓の市民のニーズに応えるべく、空きがなくなった場合の御対応も含めまして、その維持と管理についてよろしくお願ひしたいと思います。

◎家庭児童相談等の相談件数について

次に、家庭児童相談等の相談件数について、事務執行状況説明書の中から気にかかる点を何点かお聞きしたいと思います。

相談内容別内訳では、令和6年度と令和5年度を比較すると、47件増加のうち不登校相談が10件増加、その他の相談が40件と増加になっており、ほかの項目についてはほぼ同数となっております。

気にかかる点は、小・中学生の相談件数が39件増加した139件の相談のうち、相談内容内訳については、不登校相談が10件増えたのは分かりますけれども、その他の相談も30件ほど増えているところです。

そこで、令和6年度のその他の相談114件のうち、小・中学生のその他の相談が何件あり、そのうち学校からの相談は何件であるのか、また、その主な内容もお知らせ願ひたいと思います。

○（こども未来）山谷主幹

令和6年度のその他相談114件のうち小・中学生に関するものは75件となっており、そのうち小・中学校から連絡があったものは36件となっております。

主な相談内容といたしましては、安否確認ができない児童・生徒に関する相談や、心配な児童・生徒や保護者に関する相談となっております。

○白濱委員

相談経路別内訳でもう1点気にかかる点ですけれども、市町村の福祉事務所からの相談が令和5年度の7件から、令和6年度には25件と約3.5倍増えていますので、このことについてどのような相談内容が増加したのか、その要因も含めてお示しいただきたいと思います。

○（こども未来）山谷主幹

市町村の福祉事務所からどのような相談が増加したかにつきましては、経済的困窮やDV、独り親家庭など心配な子供や保護者がいる世帯に関する相談が増加しております。

心配な子供や保護者がいる世帯に関する相談が増加した要因といたしましては、はっきりとした要因は分かりませんが、一つの機関では対応が難しい複雑化、複合的な課題を抱えた世帯が多くなっている可能性があると考えられます。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。